

■規制・制度改革検討項目一覧表(グリーンWG関係)

資料4

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
1	太陽光	新規	太陽光発電に関する電気主任技術者の保安監督範囲の拡大	現在、第3種電気主任技術者免状の保安監督範囲は、電圧5万V未満の事業用電気工作物(出力5,000kW以上の発電所を除く)の工事、維持および運用とされている。太陽光発電は、水力、内燃力、ガスタービンなどの回転機型発電設備とは異なり、直交変換機(PCS)を介して発電を行う設備であり、緊急時には自ら設備を遮断するしくみがある。現在、メガソーラー等の特別高圧設備での、主な電圧は6.6万Vであり、第3種電気主任技術者の保安監督範囲を5万V未満から7万Vまで拡大すれば、メガソーラーの普及に貢献できる。	第3種電気主任技術者の監督範囲について、太陽光発電では電圧7万Vまで引き上げるべきである。	電気事業法	経済産業省		●				電気事業法施行規則第56条	対応困難	電気設備においては、電圧階級が上がるに伴い、リスクも増えるため、現行の電気主任技術者制度においては、電圧階級ごとに免状の種類を設定しており、太陽電池発電設備もその例外ではない。 5万Vを超える電気設備に関しては、事故の際に数万世帯に及ぶ停電をもたらす波及事故を引き起こす可能性があることから、技術及び知識のレベルが高い技術者が維持管理を行う必要がある。現在の第3種電気主任技術者は、5万V未満の電圧階級の設備を扱う資格として設定しており、資格付与の要件もこれに対応している。したがって、現在の第3種電気主任技術者が5万V超の設備を扱うことは、保安の確保上問題がある。 なお、第3種電気主任技術者免状の交付を受けた後5年間、1万V以上の電気工作物の工事、維持及び運用の実務経験を有していれば、第2種電気主任技術者免状の交付を受けることが可能。		
2	太陽光	新規	太陽光発電設備における電気主任技術者の兼任要件の緩和①(親子関係・兄弟関係)	現在、電気主任技術者免状の交付を受けている者が兼任承認を受けようとする場合、平成24年3月30日付「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」により、工場遊休敷地内や工場の屋根に工場主とは別の事業者が太陽光パネルを設置した場合であっても工場主の電気主任技術者による兼任ができない。	いわゆる屋根貸しによる太陽光発電の普及を図るべく、電気主任技術者の兼任承認において、常時勤務する事業場と兼任事業場が親子会社または同一の親会社を持つ会社でなければならないという条件について、太陽光発電設備では不要とすべきである。	電気事業法	経済産業省		●				平成24年11月30日付「日本再生加速プログラム」にて閣議決定済み 【事項名】 太陽光発電設備における電気主任技術者の兼任要件の緩和 【規制改革の概要】 電気主任技術者の兼任承認において、常時勤務する事業場と兼任事業場が親子会社又は同一の親会社を持つ会社でなければならないという要件について、太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任技術者が常時勤務する事業場と同一敷地内にある場合、又は太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任技術者が既に兼任している事業場と同一敷地内にある場合には不要とする。 【実施時期】 平成25年上期結論、結論を得次第措置				
3	太陽光	新規	太陽光発電設備における電気主任技術者の兼任要件の緩和②(発電規模)	太陽光発電は、水力、内燃力、ガスタービンなどの回転機型発電設備とは異なり、直交変換機(PCS)を介して発電を行う設備であり、緊急時には自ら設備を遮断するしくみがある。	電気主任技術者の兼任承認において、最大出力2,000kWまでという条件について、太陽光発電設備では5,000kWに緩和すべきである。	電気事業法	経済産業省		●				「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」	対応困難	発電設備については、出力が2,000kWを超えるものについては、特別高圧連系が必要となる。特別高圧設備と高圧設備以下を比較すると、設備が大きく異なる。設備容量が大きくなるに伴い、変圧器や負荷自体も大きくなるため、1箇所の点検にかかる時間も増える。そのため台風等の災害により、兼任している複数の事業場に同時に不具合が起きた場合、1事業場で復電までの作業(設備の点検、再連系)を行っているうちにもう1箇所の事業場への2時間以内の到達が不可能となると考えられる。 また、特別高圧設備は波及事故の際の影響が高圧設備に比べて広範に及ぶこととなるが、故障時も供給支障を及ぼさないことに関して、確実に送電線路から遮断できる等の技術的根拠を示されたい。		
4	太陽光	新規	営農型太陽光発電事業の導入措置	農地法の規制で、農地・耕作放棄地における太陽光発電事業については、農地転用手続に1年以上要する場合があることや、手続の煩雑さなどから、農地・耕作放棄地への太陽光発電事業の導入はあまり進んでいない。	農地転用を行わず、農地・耕作放棄地で太陽光発電事業を行う方法として、農地・耕作放棄地の上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農作物を育てながら、太陽光発電事業も同時に実施することができるような基準作りを行うべきである。	農地法	農林水産省		●				農地法第4条第2項第5条第2項	エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日閣議決定)に基づき、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する。	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する。	平成24年度措置	
5	太陽光	新規	屋根貸しによる太陽光発電の普及を目的とした「屋根に対する登記制度」の整備	太陽光発電設備の設置を検討する際、「太陽光発電事業者が設置場所を賃借し、売電収入に応じて賃料を支払う(いわゆる土地貸し・屋根貸し)」という形態での検討が増加してきている。このうち、土地賃の場合は「地上権」もしくは「借地権」の登記により20年間の土地利用について第三者対抗要件の具備が可能である。一方で、屋根については「屋根部分に対する使用権」を主張できる法的な登記制度等がないため、20年間の屋根利用に関する第三者対抗要件を具備できず、結果として屋根貸し普及の障害となっている。	いわゆる屋根貸しによる太陽光発電の普及を図るべく、建物の屋根に対する登記制度の整備を行うべきである。	不動産登記法	法務省				●		不動産登記法	本項目については、本年7月、資源エネルギー庁と打合せを行った際、本項目の必要性に係る問題点等について同庁において更に検討することとされているため、その結果を踏まえた上で、登記制度の対応の可否について検討する。	資源エネルギー庁の検討結果による。		

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連 閣議決定	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
6	風力	新規	風力発電における電気主任技術者の兼任要件の緩和	経済産業省の内規では、複数発電所について電気主任技術者を兼任させることを承認できる場合につき一定の基準を定めているが、設備の最大電力が2,000kW以上となる場合は「保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期すること」としている。実態としては、同一事業者が設置する近隣の風力発電所であっても、兼任を認められない場合がある。さらに、風力発電所敷地外に連系変電所がある場合には、発電所と変電所が別々の設備になり、設備毎に主任技術者を選任しなければならないとの指導を受けている。	風力発電において、異常時には発電機を回路から自動的に遮断し、風車の回転を自動的に停止する装置を備えているなど、一定の条件が満たされている場合には、複数の発電所、変電所について電気主任技術者が兼任することを認めるべきである。	電気事業法	経済産業省						「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」	対応困難	発電設備については、出力が2,000kWを超えるものについては、特別高圧連系が必要となる。特別高圧設備と高圧設備以下を比較すると、設備が大きく異なる。設備容量が大きくなるに伴い、変圧器や負荷自体も大きくなるため、1箇所での点検にかかる時間も増える。そのため台風等の災害により、兼任している複数の事業場に同時に不具合が起きた場合、1事業場で復電までの作業(設備の点検、再連系)を行っているうちにもう1箇所の事業場への2時間以内の到達が不可能となると考えられる。また、特別高圧設備は波及事故の際の影響が高圧設備に比べて広範に及ぶこととなるが、故障時も供給支障を及ぼさないことに関して、確実に送電線路から遮断できる等の技術的根拠を示されたい。		
7	風力地熱	FU	自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の開発可能地域のゾーニング	規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)において「再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る。」とされた。環境省では、エネルギー資源量(賦存状況)と導入に関連する自然・社会条件をマップ化したゾーニング情報の整備し、その報告書を平成24年6月に、また、その地図情報については「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」の更新を行い平成24年7月に、それぞれ同省のウェブサイト上に公表した。	規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)は、ポテンシャルマップの策定を意図するものではなく、自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化の観点から、有望な風力・地熱資源の存在と公園・温泉の価値を組み合わせ、一部地域を「開発可能地域のゾーニング」とする検討を行い、結論を得ることとしたものであり、引き続き本検討を行うべきである。	自然公園法	環境省						■ 事実誤認	規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)においては「再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る」とのみ記述されている。また、本事項に係る平成24年6月29日のフォローアップにおいては「平成22年度に再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査を実施して、風力発電及び地熱発電の設置に関連して立地上の制約となる法令に関する情報等を収集し、開発不可地域を除外した「導入ポテンシャル」及び事業採算性を考慮した「シナリオ別導入可能量」を推計した。調査報告書を平成23年4月21日に、その地図情報を「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」( <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/rep/">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/rep/</a> )として平成23年5月31日に、それぞれ環境省のウェブサイト公表した。平成23年度は、これらの成果を踏まえつつ、エネルギー資源量(賦存状況)と導入に関連する自然・社会条件をマップ化した、ゾーニング情報の整備を進めており、その成果は平成24年度の早い時期に公表する予定」との実施状況に対して、「引き続きゾーニング情報の整備状況をフォローする必要がある」とのコメントが付されており、さらに平成24年10月4日のフォローアップにおいても、ほぼ同一内容の実施状況とコメントが付されている。このように、平成22年6月18日閣議決定は風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて行った検討の結果を示すことを求めていたものであり、これを踏まえて環境省からポテンシャルマップの形として公表してきた検討結果についても単に「ゾーニング情報の整備状況をフォローする必要がある」とのみコメントされてきたものであることから、同閣議決定について「ポテンシャルマップの策定を意図するものではなく、自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化の観点から、有望な風力・地熱資源の存在と公園・温泉の価値を組み合わせ、一部地域を「開発可能地域のゾーニング」とする検討を行い、結論を得ることとしたもの」であるとの主張は根拠がない。			

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		閣議決定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針
8	地熱	FU	既存地熱発電施設の増掘における合意形成の手法	エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日閣議決定)において、第2種・第3種特別地域における垂直掘削及び発電施設の設置は、自然環境の保全と地熱開発の調和が十分に図られる優良事例の形成を検証しつつ、実施することされた。平成24年3月27日付「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」では、優良事例の判断要素として地域協議会などの合意形成の場の構築等が記載されている。	公園外から第2種特別地域・第3種特別地域に傾斜掘削を実施している既設の地熱発電基地から同地域に傾斜掘削により増掘する場合、関係者との地域における合意形成の手法について、当初傾斜掘削を実施した際の実績ある合意形成の枠組み(説明会、同意書等)によることが可能である旨を地方公共団体に対して周知すべきである。	自然公園法	環境省		●			■	自然公園法	削除	<p>事実誤認 「規制・制度の現状と課題」に示されている通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」は、「規制改革の方向性」に記載されている「公園外から第2種特別地域・第3種特別地域に傾斜掘削を実施」する場合の地域における合意形成について対象としていないものであり、そもそも規制が存在しない。 また、規制が存在しないにもかかわらず、「…によることが可能である」旨を新たに通知することは、新たな規制を設けることにはならない。 なお、我が国のすべての「既設の地熱発電所」の中で、公園外から特別地域に傾斜掘削を行うことが可能なもの(国立・国定公園の特別地域から1.5km以内にあるもの)は、秋田県鹿角市の澄川発電所、秋田県湯沢市の上の岱発電所及び鹿児島県指宿市の山川発電所の3箇所のみであり、うち澄川発電所並びに上の岱発電所は既に傾斜掘削について許可・実施済みである。また、山川発電所については、今のところ国立公園内への傾斜掘削の意向はないと聞いている(仮に将来において、その意向が生じたとしても、前述のとおり、そもそも地域における合意形成に係る規制は存在しない)。</p>		
9	地熱	FU	地熱発電に係る優良事例形成のための連絡会議の設置	平成24年3月27日に環境省より通知した「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(平成24年3月27日付け環自国発第120327001号環境省自然環境局長通知)について、環境副大臣が統括する「自然と調和した地熱開発に関する検討会議」を設けている。国立公園第2種、第3種特別地域内ですでに数十年にわたって稼働している地熱発電所があり、それらの実績を十分考慮に入れて設置許可の柔軟化や優良事例の考え方をまとめる必要がある。	CO2排出量が少なく、環境対策上も意義のある地熱発電の優良事例の形成に際しては、環境保全の観点と事業性等との確保の両立を念頭に検討を行う必要があることから、環境省のみでなく、経済産業省も交えた連絡会を設置し、設置許可の柔軟化や優良事例の考え方をまとめるなどの対応を進めるべきである。	自然公園法	経済産業省 環境省		●			■	自然公園法	削除	<p>事実誤認 「規制・制度の現状と課題」において「国立公園第2種、第3種特別地域内ですでに数十年にわたって稼働している地熱発電所があり」と記載されているが、それらの地熱発電所の稼働実績に基づき、地熱発電所が自然環境に与える各般にわたる悪影響が未だ解決されないままであることが確認されており、そのことは平成23年度に地熱発電事業者とともに実施した環境省の公開の検討会で明らかにされている。環境省が平成24年3月27日に発出した通知は、こうした実績を十分考慮に入れて策定したものであることから、現時点で設置許可の柔軟化や優良事例の考え方をまとめる必要はない。 また、こうした状況を踏まえて閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日)において「優良事例の形成を図る中で得られる知見等に基づき、国立・国定公園内において風致景観や自然環境の保全と再生可能エネルギーの利用の高いレベルでの調和が図られる地熱開発についての検証を行う(平成24年度以降順次措置)」とされているとおり、今後の優れた地熱開発の取組から得られる知見等に基づき「地熱発電施設の設置に関する規制の見直し」を行う考えであるが、現時点ではいずれの取組も地熱資源の有無等についての調査又はそれ以前の段階にあり、見直しを行うに足る知見は存在しない。 さらに、地熱発電については、自然環境局や総合環境政策局等により「環境保全の観点」から検討を行うとともに、地球環境局により「再生可能エネルギーの推進の観点」から検討を行うことにより、環境省として総合的に、双方の観点で両立し得る「自然環境の保全とした調和した地熱開発」についての検討を進めているものであることから、経産省を交えた検討会を開催する必要はない。</p>		
10	地熱	FU	地熱発電所からの還元熱水の直接利用	エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日閣議決定)において、「水質汚濁防止法の趣旨を踏まえ、熱水の多目的利用についての基本的な考え方を整理し、周知する」とされた。	未利用の地熱エネルギー活用の観点から、地熱発電所からの還元熱水を農業施設、温泉施設等で直接利用できるよう、以下のことを明確化すべきである。 ・地熱発電所外にある農業施設、温泉施設等に還元熱水を給湯できること ・地熱発電所外にある農業施設、温泉施設等から利用後の還元熱水を地下に還元処理できること	水質汚濁防止法	環境省		●			■	水質汚濁防止法第12条の3	エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日閣議決定)において、「水質汚濁防止法の趣旨を踏まえ、熱水の多目的利用についての基本的な考え方を整理し、周知する」とされており、整理中。	エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日閣議決定)に基づき、 ・地熱発電所外にある農業施設、温泉施設等に還元熱水を給湯できること ・地熱発電所外にある農業施設、温泉施設等から利用後の還元熱水を地下に還元処理できること が可能かどうかも含め、水質汚濁防止法の趣旨を踏まえ、熱水の多目的利用についての基本的な考え方を整理しているところである。	平成24年度 中目途	

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄						
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		開議決定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
11	地熱	FU	「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」の適用範囲の明確化	新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)において「地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定」することとされ、これを受けて、平成24年3月27日に「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」が策定された。本ガイドラインでは、地熱開発のための坑井掘削のうち、還元井・観測井・構造試験井で温泉の湧出が見込まれない場合は、温泉法に基づく掘削許可は不要とされている。しかし実際には、これらの坑井で、温泉法に基づく掘削の許可が不要とされた事例はない。	平成24年3月付「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」は、地熱発電を推進するために策定されたものであること、および本ガイドラインにおける「温泉の湧出が見込まれる場合」とは、温泉法にある温泉の湧出を目的するものを指し、温泉の湧出を意図しない、還元井・観測井・構造試験井については温泉法上の掘削許可が不要であることを周知徹底すべきである。	温泉法	環境省					●		■	温泉法	措置済み	温泉資源の保護を図りながら再生可能エネルギーの導入が促進されるよう、平成24年3月付「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」において、「温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知」したところである。平成24年8月には都道府県に対してガイドラインの趣旨及びねらい等について説明会を開催したところ。 また、名称に関わらず温泉の湧出が見込まれる坑井掘削については、温泉法上の掘削許可申請が必要であり、温泉の湧出を目的とせず、工法等により温泉の湧出が見込まれない場合は温泉法上の掘削許可が不要である旨周知済みである。		
12	地熱	FU	バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し	平成24年4月17日付電気事業法施行規則等の改正により、一定の条件を満たす小型のバイナリー発電設備については、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査が不要化された。熱源の系統(一次系)に関する条件としては、専ら輻射熱又は大気圧相当の熱水・蒸気に限定されているが、温泉の場合、大気圧以上、100℃以上の水・蒸気が多数存在しており、バイナリー発電の普及の障害となっている。	媒体が不活性ガスかつ出力が300kW未満等のバイナリー発電設備については、大気圧以上、100℃以上の熱水・蒸気を使用するものについてもボイラー・タービン主任技術者の選任工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査を不要とすべきである。	電気事業法	経済産業省					●		■	平成24年経済産業省告示第100号	現在、安全性に関する技術的検証中	要望の小型発電設備に係る規制見直しについては、現在、委託調査で安全性に関する技術的検証をしているところ。本調査において、安全性が確認された場合に限り、当該安全性に応じて見直しを検討する。	平成25年度中結論、必要に応じ速やかに措置	
13	小水力	FU	慣行水利権に從属する小水力発電の整理①(短期間での水利使用)	昨今の農業用水路に設置検討される発電設備については、数十kWないし数kW規模のものが多くなっている。平成23年3月付「小水力発電を行うための水利使用の許可申請ガイドブック」小水力発電のQ&Aにおいて、慣行水利権に從属した小水力発電の申請は、①慣行水利権を許可化して從属発電として申請、②慣行水利権はそのまま、新規の発電水利として申請のいずれかを選択した上で行う必要があるとされているが、①については農業者等の同意取得が困難、②については小規模な発電機のために水利使用許可を得ることは採算確保は困難、等の理由により慣行水利に從属する小水力発電の導入を阻害している。また、同Q&Aにおいては、慣行水利権が明確化されるまでの措置として「取水実態を確認するために1年間の流量調査を行った後に、短期間での小水力発電の水利使用の許可を行う場合」について許可を検討すべき旨記載があるが、この内容が明確ではない。	取水実態を確認するために1年間の流量調査を行った後に、短期間での小水力発電の水利使用の許可を行う場合の示す要件を明確化すべきである。	河川法	国土交通省					●		■	河川法第23条	慣行水利権はそのまま、新規の発電水利として申請され許可した事例はあり、その事例に基づき、要件の明確化あるいは書類の簡素化が可能かどうか検討したい。	事例研究を行い、要件の明確化あるいは書類の簡素化等が可能かどうか検討した後、対応できるものについては周知を行う。	H25年度中、検討開始	
14	小水力	FU	慣行水利権に從属する小水力発電の整理②(登録制の導入)	同上	許可水利権に從属する小水力発電に関する登録制の設計・検討に合わせ、慣行水利権に從属する小水力発電についても、從属元による許可、從属関係の簡易な証明、從属発電に係る取水量のモニタリング等の工夫によって、登録制を導入するよう検討を行い、結論を得るべきである。	河川法	国土交通省					●		■	河川法第23条	対応は困難	慣行水利権は、河川流量との関係の審査がされておらず、取水量の報告義務や定期的な見直しの機会がないため、実態を把握することが難しく、実際は取水が行われていない、又は届出をしている取水量と実際の取水量が相違している事例などがある。 また、総務省も、河川の水利使用の適正な管理を行い水資源の有効利用を図る観点から、平成13年7月の「水資源に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」で、国土交通省に対し、慣行水利権に基づく取水を行っているものであって河川からの取水内容の変更を伴う工作物の新築等を行うとするものに対して、流水の占用許可の申請を行うよう求める必要があると勧告している。 そのため、慣行水利権の取水実態を把握したうえで小水力発電の設置を認めなければ、河川の水使用の適正な管理、水資源の有効利用に重大な影響を及ぼすおそれがある。		

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連 閣議決定	所管省庁回答欄						
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期		
15	小水力	FU	従属発電に係る取水報告の省略	従属発電の取水報告については、平成24年5月28日付事務連絡「従属発電に係る取水管理の柔軟化による効率的な運用について」にて、発電出力からの換算による方法、あるいは従属元の取水と発電使用水量が同量であれば、従属元の取水量でもって報告する方法など、実測以外の簡便な方法によることが可能であることが周知された。	従属元の取水量と発電使用水量が同量である場合には、従属元からの取水報告に一本化し、従属発電事業者からの取水報告を省略できるようにすべきである。	河川法	国土交通省					●	■	河川法第23条、第90条 河川法の施行について	取水報告は、水利使用許可を受けた従属発電事業者が行うべきものと考えている。ただし、従属元の取水量と同量の使用水量によって発電をしている場合は、従属発電のための水利使用において従属元の取水量と同量の取水量である旨を取水報告とすること、として周知しており、同一のデータを使用すること等により事務量の軽減は図られると考えている。	従属元の取水量と同量の使用水量によって発電をしている場合は、従属発電のための水利使用において従属元の取水量と同量の取水量である旨を取水報告とすること、として周知しており、同一のデータを使用すること等により事務量の軽減は図られると考えている。			
16	小水力	新規	豊水時における最大取水量の増量	設備容量に余裕のある既設発電所においても、河川環境に影響を与えない豊水時に最大取水量を増量することができず、エネルギーの有効利用を図れていない。	設備容量に余裕のある既設発電所において、増量にあたり取水環境(集水面積、取水の方法)が変わらないなどの条件を満たせば水利使用規則の改正を簡易に行えるように規制緩和すべきである。	河川法	国土交通省					●		河川法第23条、第90条 河川法の施行について	許可受者から要請があった場合に、電力需給の逼迫状況、許可受者の事業の公益性、地元関係者等の同意の状況、河川環境への影響等を総合的に勘案し、個別に判断することとしている。 なお、すでに許可事例がある。	許可受者から要請があった場合に、電力需給の逼迫状況、許可受者の事業の公益性、地元関係者等の同意の状況、河川環境への影響等を総合的に勘案し、個別に判断することとしている。			
17	小水力	新規	支流から取水する場合の取水管理の簡素化	水力発電所の取水は、多くは1級・2級河川のような比較的大きな川から取水するものと、当該河川の支流から取水する溪流取水のケースがある。この溪流取水については、山間奥地に位置するものが多く、取水量の管理が極めて困難である。このため取水を取りやめているケースが散見される。	未利用エネルギーの有効利用の観点から、溪流取水(規模要件は必要)については、普通河川レベルに格下げて地元の同意が得られれば取水量の管理は特に問われないなど取水管理を簡素化すべきである。	河川法	国土交通省					●		河川法第23条、第90条 河川法の施行について	通常、発電水利使用において、事務局の言う「溪流取水」は、ダム等への集水を目的として、発電のための取水と一体として行われるものであるため、取水量の管理は必要であると考え。山間部の比較的小規模な取水設備等における、取水管理については、すでに事業者とワーキンググループを立ち上げ、その検討に基づき平成23年6月より試行を行っており、取水管理の簡素化については対応している。	山間部の比較的小規模な取水設備等における、取水管理については、すでに事業者とワーキンググループを立ち上げ、その検討に基づき平成23年6月より試行を行っており、取水管理の簡素化については対応している。			
18	小水力	新規	水路単位での発電に関する水利権取得手続の簡素化	一つの水路内において、複数の小水力発電設備を設置するケースが増えている。新たに取水が増えるわけではない場合であっても、個別の発電設備ごとに水利権の取得が必要となっており、大きな手続負担が生じている。	一つの水路内において、それぞれ追加的な取水を行わない方式により同一仕様の複数の小水力発電設備を設置する場合について、複数の発電設備を一括して承認できるようにするなど水利権取得要件・手続を簡素化すべきである。	河川法	国土交通省					●		河川法第23条、第90条 河川法の施行について	現行においても、使用水量や発電能力等が明確である場合には、複数の発電のための水利権を1本で許可することが可能である。 なお、すでに許可事例がある。	事業主体が同一で、使用水量や発電能力等が明確である場合には、複数の発電のための水利権を1本で許可することが可能であるという趣旨の内容を国土交通省ホームページに掲載する。			H24年度中
19	小水力	新規	小規模発電方式における水利権取得の要件緩和	農業用水路等において、減水区間を生じさせない発電方式で、かつ小出力の水力発電が行われることがあるが、現行では、大規模なものや減水区間が生じるものと同様な水利権取得手続が課されている。	減水区間を生じさせず、出力の小さい発電方式である小水力発電については、届出制とするなど水利権取得要件・手続を緩和すべきである。	河川法	国土交通省					●		河川法第23条	「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)を踏まえ、河川から取水した農業用水等を活用した小水力発電(従属発電)のための水利使用について、河川の流量への新たな影響が少ないことから、申請者の負担を大幅に軽減するため、現行の許可制度に代わり、新たに登録制を導入する。	「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)を踏まえ、河川から取水した農業用水等を活用した小水力発電(従属発電)のための水利使用について、河川の流量への新たな影響が少ないことから、申請者の負担を大幅に軽減するため、現行の許可制度に代わり、新たに登録制を導入する。			
20	小水力	新規	ダム水路主任技術者の選任不要化範囲の明確化(ダムの要件明確化)	平成23年3月14日付公布・施行の電気事業法施行規則改正により、一定の条件を満たす小水力発電設備についてダム水路主任技術者の選任が不要とされた。告示において、ダム水路主任技術者の選任が不要となる小水力発電設備の条件として「ダムを伴わないもの」と定められているが、「ダム」の定義が明確でなく、ヘッドタンクや農業用水路等設けた堰が「ダム」に該当するか明らかでない。	ダム水路主任技術者の選任が不要となる小水力発電設備の条件である「ダムを伴わないもの」の定義を明確化し、ヘッドタンクや一定規模までの堰はダムに当たらないことを周知すべきである。	電気事業法	経済産業省					●		平成24年11月30日付「日本再生加速プログラム」にて閣議決定済み 【事項名】 ダム水路主任技術者の選任不要化範囲の明確化(ダムの要件明確化) 【規制改革の概要】 電気事業法においてダム水路主任技術者の選任が不要となる小水力発電設備の条件である「ダムを伴わないもの」の定義を明確化し、ヘッドタンクや農業用水路等に設けられた堰はダムに当たらないことを周知する。 【実施時期】 平成25年1月措置					

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄					
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		開議決定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
21	小水力	新規	ダム水路主任技術者の選任不要化範囲の拡大(発電出力が200kW未満であること)	平成23年3月14日付公布・施行の電気事業法施行規則改正により、一定の条件を満たす小水力発電設備についてダム水路主任技術者の選任が不要とされた。告示において、不要となる小水力発電設備の条件として発電出力が200kW未満が対象とされている。発電出力を500kWに引き上げたとしても、最大使用水量が1m <sup>3</sup> /sであれば、落差は50m程度、圧力は0.5MPa程度に留まり、水道本管の圧力水準と比べても安全性が損なわれるとは言えない。	一定規模までの発電出力について、ダム水路主任技術者不選任の要件を緩和すべきである。	電気事業法	経済産業省					●		平成24年経済産業省告示第100号	対応困難	ダム水路主任技術者選任の選任不要範囲拡大については、平成22年1月に総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 電力安全小委員会 小型発電設備規制検討ワーキンググループにおいて専門家を交えて検討を行った結果、水車に流入する水量がおおよそ1m <sup>3</sup> /s程度であれば、これが溢水・漏水することとなったとしても、公共安全の観点から重大な影響をもたらすことがないことが検証された。逆に1m <sup>3</sup> /sを超える場合には、人命や公共の被害といった致命的な被害をもたらすリスクがあることから、最大使用水量1m <sup>3</sup> /sを1つのしきい値とすることが適当とされた。 また、水のエネルギーについては、これが大きい場合には、機械の故障や人為ミスが発生した際に、水車・発電機や水路などの設備に損傷をもたらし、公共の安全に対する重大な影響を及ぼす可能性があるが、落差がおおよそ30m未満であれば圧力に換算すると0.3MPaであり、一般的な水力発電設備に影響をもたらすことはないものと考えてよいとされた。 使用水量1m <sup>3</sup> /sで落差が30mの水を用いた小水力発電設備の発電出力は、おおむね200kWである。従って、出力200kWを超える水力発電設備については、人命や公共の被害といった致命的な被害をもたらすリスクがあることから、ダム水路主任技術者を不要とすることはできない。 なお、水車・発電機の効率(0.7程度が標準的な値)を考慮する必要があるため、最大使用水量1m <sup>3</sup> /sで500kWの場合は、落差が70m程度、圧力は0.7MPa(7気圧)程度になるが、平成22年当時の専門家による技術的検証の結果にも関わらず、これらの値であっても安全性が損なわれないという確かな技術的根拠が提示されない限り、緩和は困難。 ちなみに、水道についても、水道事業者は、土木工学等の知識等を有する水道技術管理者を置かなければならないものと認識している。		
22	バイオマス	新規	バイオマス発電に係る緑地面積の緩和	バイオマス発電は再生可能エネルギーでありながら発電所敷地面積の15%以上(工業地域:地方公共団体により必要面積は異なる)を「緑地及び緑地以外の環境施設」にしなければならない。水力及び地熱発電は工場立地法対象外であり、太陽光発電設備も、環境設備として面積に含むことができるよう緩和されている。	再生可能エネルギーの導入促進のため、バイオマス発電への緑地率の緩和(最低緑地率低減による各地方公共団体での判断)もしくは撤廃を行うべきである。	工場立地法	経済産業省					●		工場立地法第4条第1項 工場立地に関する準則(告示)第2条 緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準(告示)表	工場立地法は、工場立地が環境の保全や周辺地域の生活環境との調和を図りながら、適正に行われるようにすることを目的としたものである。 水力及び地熱発電所は、住民から離れた場所に立地されていること、また他の法令の規制により、周辺地域の生活環境に対して問題となる蓋然性が極めて低いものとされることから、政令で届出対象から除外している。 太陽光発電施設は、火力等その他の自家発電施設に比べて発電時のCO <sub>2</sub> の排出や騒音等の環境負荷が少なく、公害を引き起こす蓋然性が限りなく低いこと、また周辺地域の住民との心理的な融和機能を有することから、省令で環境施設に位置付けている。 他方、バイオマス発電施設については、周辺地域の生活環境に与える影響が、火力発電所と同等であることから、工場立地法の届出対象の生産施設として緑地規制を行っている。 これは工場等が、住宅や学校等が存在する地域に立地する場合と工場等が集中して存在する地域に立地する場合では、周辺地域の生活環境との調和を図るために必要な緑地等の面積も異なるものと考えられるが合理的なためである。 再生可能エネルギーの一つとしてバイオマス発電の重要性が高まっていることは承知している。しかし、火力発電所と同様に燃料を燃焼して環境負荷物質や騒音を出すバイオガス発電施設について、周辺の土地利用状況を考慮せず、再生可能エネルギーの導入促進の観点をもって特例的に緑地面積率の緩和もしくは撤廃を行うことは、周辺地域の生活環境との調和という工場立地法の法目的を踏まえると適当ではない。 なお、工場立地に関する準則(告示)では、地方公共団体(都道府県及び市)が地域の実情に応じて緑地面積率等を緩和することを認めており、例えば、工業地域や工専地域等では環境施設(緑地及び緑地以外の環境施設)面積率を条例で10%にまで引き下げることが可能となっている。			

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連 閣議決定	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
23	再エネ全般	新規	変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置	高圧配電線の変電所バンクの運用について、最低負荷時のバンク逆潮流が認められていない。そのため、高圧連系でのメガソーラーの導入に制限がかかり、連系需要に対応できていないのが現状である。また、水力発電は開発までに期間を要するため、他の再生可能エネルギーの導入により接続ができないことも考えられる。変電所バンクの逆潮流の運用を緩和することで導入が飛躍的に促進される。	LBC(ループバランスコントローラ)の活用などにより、バンク逆潮流の制限を緩和することについて、実証事業等による検討を進め、技術的・制度的論点を整理する。 *LBC:2本の配電線の末端等でループ状に接続し配電線間の有効電力潮流と各配電線の電圧-無効電力の制御を同時に行う機器	電気事業法	経済産業省		●				電気設備の技術基準をの解釈第228条電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン第2章第3節	<「規制改革の方向性」の記述について> バンク逆潮流に係る課題の整理を順次進めていく予定であるが、 ①LBCの活用が、必ずしも有効な解決策とはならないこと ②今後、課題を整理していくことになるため、課題の解決手段として実証事業を行う必要があるかどうかについて、現時点では明らかではないこと から、今後の検討方法を制約しないよう、以下の記載ふりに修正されたい。  <修正案> 「バンク逆潮流の制限の緩和について検討を進め、技術的・制度的論点を整理する。」	現在、系統を運用している各一般電気事業者等においては、事故を検知する際等の技術的な課題等があることから、配電用変電所の配電用変圧器(バンク)には逆潮流がない条件で、高圧電線路及び特別高圧電線路の事故を検知できるシステム等を構築している。 このため、例えば、現状設備のままバンクに逆潮流が発生すると、健全な場所が停電するおそれが生じることや、バンクに逆潮流が発生しても健全な場所が停電しないような措置を講じると事故発生時に適切に電気を遮断できず感電・火災が発生するおそれがある、等の問題がある。 電気設備の技術基準の解釈第228条は、こうした保安上の課題があることから規定したものである。また、電圧管理の観点から「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」第2章第3節においても、バンク逆潮流の制限に関する規定を設けている。 従って、バンクの逆潮流を可能とするためには、これらの課題等を解決するための検討及び対策が必要である。そのため、まずは関係者間で課題を整理してこれらの保安上及び電圧管理上の課題について検討して参りたい。	25年度内	
24	再エネ全般	新規	系統接続円滑化のための発電設備等の電力容量の変更	資源エネルギー庁作成の平成16年10月1日付改定「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」において、低圧連系の場合は発電設備等の一設置者当たりの電力容量が原則として50kW未満の発電設備等、高圧連系の場合は2,000kW未満の発電設備等、特別高圧連系の場合は10,000kW未満であることが求められている。そのため、例えば高圧連系の場合、個々のパワーコンディショナーを2,000kW仕様ではなく1,999kW仕様にする必要があるか疑義がある。	「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」において、低圧連系、高圧連系、特別高圧連系の場合の発電設備等の一設置者当たりの電力容量は、それぞれ50kW、2,000kW、10,000kW「未満」となっているところ、「以下」に変更すべきである。	電気事業法	経済産業省				●	平成24年11月30日付「日本再生加速プログラム」にて閣議決定済み 【事項名】 系統接続円滑化のための発電設備等の電力容量の変更 【規制改革の概要】 「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」において、低圧連系、高圧連系、特別高圧連系(35kV以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電送路と連系する場合)の発電設備等の一設置者当たりの電力容量は、それぞれ原則50kW、2,000kW、「未満」となっているところ、一設置者あたりの電力容量が50kW、2,000kW、10,000kWの発電設備等の接続についても、個別協議により、技術面などで問題が無いと判断される場合には連系を認めるよう、当該容量近傍の電力容量の発電設備等について運用を柔軟化する。 【実施時期】 平成24年度措置					
25	再エネ全般	FU	固定価格買取制度における買取義務の考え方の明確化	固定価格買取制度において、電気事業者は、設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約の締結を求められた場合、一定の拒否事由に該当する場合を除き、これを拒否できない。 特定契約の買取の相手方が変更された場合や複数の電気事業者と特定契約を締結した場合の電気事業者の買取義務の考え方が必ずしも明確でなく、発電事業者が外部から資金調達する際の障害となっている。	固定買取制度における買取義務の考え方につき、以下の事項を通過等により明確化すべきである。 ・特定契約の買取の相手方が変更された場合、買取価格は設備認定時に決められた価格を引き継ぐものとし、変更時の価格・期間が適用されることはないこと ・特定契約の買取の相手方が新電力から一般電気事業者に変更された場合、当該一般電気事業者には買取義務があること ・特定契約の買取の相手方が一般電気事業者から新電力、新電力からまた当初の一般電気事業者へと変更された場合、当該一般電気事業者には買取義務があること ・複数の電気事業者と特定契約を締結した場合、当初の優先順位・割合を変更したとしても、当該複数の電気事業者には買取義務があること	調達価格及び調達期間等、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	経済産業省				●	■	平成24年11月30日付「日本再生加速プログラム」にて閣議決定済み 【事項名】 固定価格買取制度における買取義務の考え方の明確化 【規制改革の概要】 固定価格買取制度における買取義務の考え方につき、以下の事項についてQ&Aを作成してホームページに掲載し、明確化する。 ・特定契約の買取の相手方が変更された場合、買取価格は設備認定時に決められた価格を引き継ぐものとし、変更時の価格・期間が適用されることはないこと ・特定契約の買取の相手方が新電力から一般電気事業者に変更された場合、当該一般電気事業者には買取義務があること ・特定契約の買取の相手方が一般電気事業者から新電力、新電力からまた当初の一般電気事業者へと変更された場合、当該一般電気事業者には買取義務があること ・複数の電気事業者と特定契約を締結した場合、当初の優先順位・割合を変更したとしても、当該複数の電気事業者には買取義務があること 【実施時期】 平成24年度措置				

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		開議決定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針
26	再エネ全般	FU	補助事業で取得した財産の有効利用	太陽光発電におけるいわゆる屋根貸しにより公共施設の屋根を貸し付けた場合、賃料収入が発生する。賃料収入は、当該施設の維持管理費に充当したり、特定目的基金等に積み立てて再生可能エネルギーの普及施策の財源に充当することが考えられる。ほとんどの公共施設の建設にあたり、国庫補助金等が財源として充当されており、補助金適正化法は、貸付けに際して各省庁の長の承認を得ることを求めており、また各省庁の財産処分の規定により承認の条件として有償貸付に係る収入の一定割合について国庫納付が求められている。なお、本項目に関連する開議決定としては、「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日開議決定)、および農業水産関連施設についてエネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日開議決定)がある。	補助事業で取得した財産を有効利用し、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、国の補助金を活用した公共施設の有償貸付に係る承認基準は以下のとおり定めるべきである。 ①補助事業で設置した公共施設について、補助金等の交付の目的に反しない財産処分であれば、届出のみで可とする。 ②収益納付条件は、補助事業により収益が生じる場合の規定であり、自ら設置した施設には適用されない。	補助金適正化法	総務省				●	■	補助金適正化法第7条、第22条	①補助金等に係る財産処分承認基準については、「補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し」を行う場合の承認基準を定めたものであることから、補助事業等で取得した財産を有効利用し、再生可能エネルギーの普及促進を阻害するものとはなっていない。 ②事業者自らが全額を負担して設置した施設は収益納付条件の対象外。	-	-	-
							文部科学省				●	■	補助金適正化法第7条、第22条	本件については下記のとおり措置済みと考える。 ①補助事業で設置した公共施設について、補助金等の交付の目的に反しない財産処分であれば、規制は行っていない。 ②収益納付条件は、補助事業により収益が生じる場合の規定であり、自ら設置した施設により得た収益を納付させることはない。		措置済みと考える。	現行で対応可能。
							厚生労働省				●	■	補助金適正化法第7条、第22条	本件については下記のとおり措置済みと考える。 ①補助金等の交付の目的に反する財産処分でない限り、規制は行っていない。 ②収益納付条件において納付を命じ得る収益は、「補助事業等の完了により」生ずる収益であるから、補助金等の交付と収益発生との間に相当因果関係のないものは、収益納付させ得ないものと解される。		措置済みと考える。	現行で対応可能。
							経済産業省				●	■	補助金適正化法第7条、第22条	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条において、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」と規定されている。従って、「補助金等の交付の目的に反しない財産処分」であれば各省各庁の承認は不要であり、追加的な納付を要することもない。		措置済みと考える。	現行で対応可能。
							国土交通省				●	■	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号及び第14条第1項 補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について(平成20年4月10日財計第1087号)	①現状において、補助金等適正化法第22条に基づき、補助金等の交付の目的に反しない財産処分は、国土交通大臣の承認を求めている。 ②収益納付条件は、補助金等適正化法施行令第13条に基づき補助事業により取得した財産に対して、条件を附しており、自ら取得した財産には適用されない。		①及び②共に、対応済み	①及び②共に、対応済み
環境省				●	■	補助金等適正化法第22条	環境省においては、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」を定めており、その運用上、すでに適正な措置がなされている。	-	-	-							



No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		開議決定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針
27	環境アセス	FU	環境影響評価手続における温室効果ガスに係る審査の適正化	火力発電所の環境影響評価手続において、国が定めた「環境影響評価準備書及び環境影響評価書の審査指針」では、温室効果ガスは「施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。」とされており、事業者はその時点におけるBAT(Best Available Technology)の導入等実行可能な最大限の対策を講じる計画としている。一方、環境省からは、環境基本計画等に記載のある「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とする長期目標との整合性を求める環境大臣意見が出されている。この長期目標は個々の民間事業との関係が明らかではなく、温室効果ガスを排出するアセス対象外の個別事業やその他排出源については何ら目標との整合性が求められない。アセス対象事業にのみ長期目標との整合を厳しく求める環境大臣意見は、公平性を欠き、かつ、事業の予見可能性を著しく損なうものである。また、事業者による適正な環境配慮を確保するための手続法である環境影響評価法の範囲を明らかに超えるものである。	火力発電所の環境影響評価手続において、環境基本計画等に記載された温室効果ガス排出削減の長期目標への対応を個々の発電事業者に求める環境大臣意見は、環境影響評価の対象外事業等との公平性を欠き、かつ、事業の予見可能性を著しく損なうものであるため見直すべきである。	環境影響評価法	経済産業省 環境省					●	■	環境影響評価手続における環境大臣意見の見直しについては、右の理由により対応困難である。 なお、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(平成24年11月27日環境省・経済産業省)においては、以下のとおり、国等の計画との整合性の扱いについても、今後検討することとしている。 ○「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」より抜粋 1. 火力発電所リプレース関係 (5)火力発電所リプレースに係る環境アセスメントにおけるCO2に関する環境影響の扱いの整理 環境アセスメントにおける評価については、①新たに設置する設備がBATとなっているか、②国等の計画との整合性がとれているか、という2つの観点の評価の軸となるが、火力発電所リプレースに係る環境アセスメントにおける①及び②の扱いについて、今後検討する。 3. 火力発電所の新增設等への適用 (2)石炭火力等の火力発電所に係る環境アセスメントにおけるCO2に関する環境影響の扱いの整理 一般的に環境負荷が純増するという事業特性を踏まえた上で、新增設において上記1.(5)の整理を適用する。	環境影響評価法においては、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある発電所設置等の事業については、「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号、以下「発電所主務省令」という。)が定められている。この省令第12条及び第14条の規定により、「国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成」の観点から事業者自らが環境影響を評価することが求められており、国等においては当該観点から審査を行うことになる。環境基本計画等に記載のある「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とする長期目標についても、上述した国によって示されている目標の一つであり、この目標達成の観点から環境影響評価を行い、国においてもこの観点から審査を行うのは当然である。		
28	環境アセス	FU	NPO法人等による環境調査データの信頼性評価基準の明確化	NPO法人等の専門機関または専門家が所有する既存の重要種の動植物に係る情報を事業者が環境影響評価の資料とする場合、その信頼性を評価するための基準、手法が明確化されていない。そのため、環境顧問審査会、都道府県の審査会、市町村の審査会の委員が各々資料の信頼性を評価している。	事業者による現地調査を迅速化・簡素化すべく、NPO法人等の専門機関または専門家が所有する既存の重要種の動植物に係る情報を事業者が環境影響評価の資料とする場合の信頼性評価基準、手法(ピアレビューの活用等)を明確化すべきである。	環境影響評価法	経済産業省 環境省					●	■	既存情報を環境影響評価に活用する際の評価基準や手法の明確化については、右の理由により対応困難である。	ご指摘のような全ての専門家や専門機関の所有する情報について環境影響評価に活用できるかどうかを担保しようとするれば、新たに評価基準制度を創設することが必要であり、環境影響評価手続の長期化は避けられず、環境影響評価手続を迅速化するという目的に照らして現実的ではない。なお、そうした中でも、今年4月の「基本的事項」改正において、事業者が外部専門家の意見を聞いた場合には、当該専門家の専門分野に加えて所属機関の種別も開示することとしたところ。こうした情報がオープンになることにより、外部専門家等の所有する情報に関する客観性・透明性の向上が期待できる。		
29	環境アセス	FU	臨海工業地域等における環境影響評価の簡素化	現状の環境影響評価手続では、発電所の立地場所が埋立造成された臨海工業地域等であっても、動植物に係る調査自体は省略できず、方法書の中で簡略化が認められるのみである。臨海工業地域は、もともと大規模工場等を誘致する目的で造成された人工的な土地であり、かつ同地域の工場施設の多くは環境影響評価の対象事業に該当せず、立地に際して動植物に係る調査は行わない。	臨海工業地域等に発電所を立地する際には、動植物に係る調査を現在より大幅に簡素化すべきである。	環境影響評価法	経済産業省 環境省					●	■	動植物に係る項目を環境影響評価の際に選定しないことや調査等を簡略化することは現時点でも可能であり、対応済みである。 既に、発電所主務省令第7条の規定の通り、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合、環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合には、環境影響評価項目に選定しないこと、すなわち条件を満たす場合は動植物を調査対象にしないことが認められている。更に、第9条の規定の通り、環境影響の程度が小さいことが明らかである場合、環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定される場合、類似の事例により環境影響の程度が明らかである場合には、現地調査を実施しないことを含め簡略化した手法を採用することが認められている。 なお、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議」において、火力発電所リプレースの環境アセスメントの際に、重要種の動植物及び生態系に係る調査が合理化できる条件について今後整理する予定である。			

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄						
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		開議決定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
30	環境アセス	FU	環境影響評価手続における審査の並行実施	方法書及び準備書の作成段階においては、それらの案に対し、環境の保全の見地からの意見を有する者、市町村長、都道府県知事が意見を述べることとなっているが、都道府県知事の意見は、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見に配慮し、市町村長の意見を勘案して述べられるものであるため、これらを同時並行で行うことはできないとされる。また、許認可等権者の意見は、免許等の行政処分に環境影響評価の結果が反映されるようにするため、事業者が都道府県知事の意見を勘案して評価書を作成した段階で提出される必要があるとされる。	環境影響評価の迅速化の観点から、方法書及び準備書の縦覧開始と行政機関の審査の同時並行化、都道府県知事の審査と環境大臣の意見聴取の同時並行化を行うべきである。	環境影響評価法	経済産業省 環境省					●	■	電気事業法第46条の7、第46条の8、第46条の13、第46条の14	対応済みである。方法書及び準備書の縦覧が開始されてから同時に行政機関が審査をするという点については、これまでも経済産業省又は自治体において行われてきているところである。また、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」において、火力・風力・地熱発電所において、環境大臣意見の形成に当たっての審査と自治体の審査を同時並行的に進めることとされた。				
31	環境アセス	FU	風力・地熱発電の特性を踏まえた配慮書手続	平成25年4月から新たに導入される配慮書手続は、発電事業の計画段階で実施され、事業計画について複数案を設定することを基本とする。しかし、風力発電施設は、公共事業(高速道路等)や従来型発電所(火力・原子力等)と異なり、風況の良い候補地が複数あれば全ての候補地で事業実施が図られるものであり、複数案を設定して関係者の意見を聞くという配慮書の手続になじまない。また、地熱発電施設は、地熱資源賦存状況及び地形の制約から、坑井基地および発電所の位置やレイアウトが限定的となり、複数案を設定して関係者の意見を聞くという配慮書の手続になじまない。	風力・地熱発電施設の配慮書手続においては、単一案によることを認め、単一案として認められるケースを明確化・類型化して示すべきである。	環境影響評価法	経済産業省 環境省					●	■	発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令)	下記のとおり、今後の検討事項である。「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」において、配慮書における複数案の考え方(単一案含む。)の明確化・類型化を行うこととした。		発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議において検討を続け、年内を目途に結論を得て発表する。	年内を目途	
32	環境アセス	FU	風力発電等導入に係る環境影響評価促進モデル事業における実施エリアの合理化	風力・地熱発電事業に関する環境影響評価では、動植物・生態系等の調査のため最低1年間(鳥類調査によってはそれ以上)の調査期間が必要である。環境省では「風力発電等導入に係る環境影響評価促進モデル事業」を実施しており、平成24年度は、風力発電に係る動植物・生態系等の環境基礎情報の収集・整理を実施している。この環境基礎情報の収集・整理が有効活用されるためには、実際に風力・地熱発電事業が計画されているエリアで先行して行われることが重要である。	「風力発電等導入に係る環境影響評価促進モデル事業」の実施エリア選定にあたっては、例えば風力・地熱発電事業に関する配慮書手続の開始に合わせて、当該エリアで実施するなど環境基礎情報が有効かつ確実に活用される仕組みとすべきである。また、現在実施エリアから除外されている国有林、保安林、自然公園も含めて選定すべきである。	環境影響評価法	経済産業省 環境省					●	■	該当なし	対応困難である。	環境省の情報整備モデル事業は、質が高く効率的な環境影響評価の実施に資すること、環境影響の小さい地域に風力・地熱発電事業を誘導することを目的としている。そのため、情報整備地区の検討・選定に当たっては、風況や地熱ポテンシャル等の事業採算性に加え、猛禽類等の重要種等に対する環境影響の回避・低減の観点、地方公共団体の意向を踏まえることとしている。なお、同検討においては事業者団体を含めた検討会を運用し、客観性を高めている。環境影響の観点からは自然公園や保安林などについて、選定条件に含めることは困難である。なお、平成24年11月27日に公表した発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議中間報告(環境省・経済産業省)では、両省のそれぞれの取組により収集・整理された情報について、統合的に利用可能とする方針について検討することとなっている。			
33	環境アセス	新規	風力発電に係る条例アセス導入に関する地方公共団体への要請	平成24年10月より風力発電施設が環境影響評価法の対象事業として追加されることに伴い、地方公共団体にて風力発電設備を条例アセスの対象に追加する例がある。また、既に兵庫県、岡山県、滋賀県等では1,500kW以上を条例アセス対象とする改正を行っている。しかし、1,500kWとは、風車1基分の出力に相当し、条例アセスに要する時間と費用から見て、市民風車のような1.2基での風力発電設置は事実上行われなくなる懸念がある。	風力発電施設について条例アセス対象する場合には、出力規模要件について十分検討し、風力発電の設置が停滞しないよう要請すべきである。	環境影響評価法	環境省					●	■	環境影響評価法(平成9年法律第81号)第60条第1号	右の理由により対応困難である。				

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		開議決定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針
34	環境アセス	FU	地熱発電に係る数値シミュレーションによる風洞実験の省略	地熱発電に係る硫化水素の拡散予測評価において、シミュレーションのみでは地形影響が予測できないため風洞実験を実施している。しかし、風洞実験の設備は現状4ヶ所のみと限定されており、試験時期確保の制約により、予測評価期間が長期化する懸念がある。	地熱開発における硫化水素の拡散予測評価に使用可能な数値シミュレーション技術を確立すべきである。また、地熱発電所の稼働に伴って排出される冷却塔排気に含まれる硫化水素の濃度が十分低い場合には、硫化水素の拡散予測評価自体を省略できることとすべきである。	環境影響評価法	経済産業省 環境省		●			■	発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令)第7条 環境影響評価法第11条	シミュレーション技術の確立については、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」において、地熱発電において、硫化水素に係る環境影響を予測するために必要な風洞実験に要する期間を短縮するため、当該予測に用いる計算シミュレーションの開発等について検討することとされた。また予測評価の省略については、発電所主務省令第7条第5項第1号の規定により、環境影響評価の項目の選定は、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、必要に応じて当該項目を選定しないものとしており、硫化水素の濃度が十分に低く、環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、必要に応じて環境影響評価の項目として選定しないことは既に現行規定において可能である。ただし、環境影響評価法第11条第1項の規定により、住民意見又は知事意見により環境影響評価の項目として選定することを求められた場合、当該意見を勸案又は配慮し、検討を加え、必要に応じ見直しが求められる。		発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議において検討を続け、年内を目途に結論を得て発表する。	年内を目途
35	環境アセス	FU	風力・地熱発電に係る環境調査の早期実施のための手法の明確化	地熱発電は、事前に数年の地熱資源の調査期間があるため、地元住民等への周知は調査初期の比較的早い段階から進められている。また、現状では風力・地熱発電の計画段階における環境調査内容に関する具体的な指針がなく、方法書審査前の環境調査は、風力・地熱事業者にとって手戻りリスクが大きく実施が困難である。	事業者が環境調査を方法書審査前に実施することで、方法書手続後の環境影響評価期間の大幅な短縮を図ることができるよう、環境調査の前倒し実施の際の手法等について、指針として明示すべきである。	環境影響評価法	経済産業省 環境省		●			■	下記のとおり、今後の検討事項である。「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」において、「配慮書段階以前における環境影響調査の前倒し実施について、～実質的な審査の迅速化に資するよう、調査手法等に係る知見を整理し、手引き等において示す。」とした。		発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議において検討を続け、年内を目途に結論を得て発表する。	年内を目途	
36	環境アセス	FU	風力・地熱発電所リプレースに係る環境影響評価の迅速化	火力発電所のリプレースについては、平成24年3月30日に経済産業省原子力安全・保安院及び北海道府県、環境影響評価法の政令で定める市へ送付した「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」に基づき、運用上の工夫による手続の合理化を図るとされた。また、平成24年9月に経済産業省と環境省との連絡会議が設置され、火力発電所リプレースに伴う既存工作物の撤去・廃棄の環境アセスメント上の扱いを整理することとされている。	風力・地熱発電所リプレースにおいても、既存のモニタリングデータ等を活用することで環境影響評価手続の迅速化・簡素化を図ることを検討するとともに、リプレースに伴う既存工作物の撤去・廃棄について環境影響評価手続の対象外とできる範囲を明確化すべきである。	環境影響評価法	経済産業省 環境省		●			■	対応済みである。風力・地熱発電所についてはこれまでリプレース案件がなかったことから、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」において、「当面の間は個別案件ごとに環境アセスメントの迅速化・簡素化について検討し、事例が積み上がった段階で、リプレース案件における環境アセスメントの迅速化・簡素化の方策について整理する。」とした。				
37	環境アセス	新規	風力・地熱発電の環境影響評価と並行した立地手続に係る事前相談窓口の設置	風力・地熱発電の立地手続期間を一層短縮するため、発電所に係る環境影響評価手続と併行して、保安林解除、国有林野の貸付、自然公園法の立地許可手続を進めることが必要である。また、現状では、環境影響評価の完了後に、立地規制上の許認可との関係で風力発電設備の設置場所を100m以上移動しなければならなくなった場合、再度環境影響評価を実施することを求められる可能性もある。	森林法、国有林野の管理経営に関する法律、自然公園法等の立地規制の運用において、環境影響評価手続の完了前であっても、予め相談を受け付けるなど、事業者の手続的負担を軽減する方法を検討し、地方公共団体に対して通知等により周知徹底すべきである。	森林法 自然公園法	農林水産省				●		森林法 国有林野の管理経営に関する法律	保安林については、解除申請に先立って「事前相談」を行うとともに、他法令に基づく許認可との併行審査を実施すること等により、事業者の負担軽減等を図っているところ。また、これらの内容については、既に通知により措置されていることに加え、平成24年6月に都道府県等に文書により改めて周知徹底を図ったほか、再生可能エネルギー事業関係団体にも当該文書を送付しているところ。国有林野については、風力は風況調査、地熱は地表調査といった事業の適地調査の段階から、相談に応じているところ。		既に対応済みである。	
							環境省			●	自然公園法	削除	事実誤認 自然公園法における地熱開発に係る地表調査や掘削調査に係る許可手続は、そもそも環境影響評価手続に先立って行われるもので、「環境影響評価手続と並行して」進めることにはならない。 仮に「規制改革の方向性」に示されているように「並行して進める」とした場合は、手続きの迅速化につながらないばかりか逆行することになることは明らかである。				

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄						
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		開議決定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
38	環境アセス	新規	発電所設置に関わる地方公共団体の環境影響評価基準の統一	環境影響評価法において、火力発電所建設時に環境影響評価が必要となる発電設備の容量は11.25万kW以上と定められている。地方公共団体が独自条例により別途2万～10万kWの容量基準を設けているケースがあり、小規模発電設備の建設における制約要因となっている。また、環境影響評価に要する費用が事業採算性を悪化させ、発電設備の更新、コージェネレーションシステムの導入などの阻害要因にもなっている。	省エネルギー、省CO2に貢献し、かつ、NOx、SOxの低減が期待できる環境性能が優れた発電設備への更新、熱効率の高いコージェネレーションシステムについて、新增設時における地方公共団体による環境影響評価の独自容量基準の緩和を促すべきである。	環境影響評価法	環境省	●	●				環境影響評価法(平成9年法律第81号)第60条第1号	右の理由により対応困難である。					
39	IPP	新規	IPP電源の電気事業者による共同調達の実現	一般電気事業者のコスト改善の一環としてIPP入札制度の復活が決定されたところであるが、相対的に事業規模が小さく規制需要を持たない新電力には同様の手段で競争力ある電源を調達することは事実上困難(クレジット、資金調達等)であるため、競争上不利となる恐れがある。競争政策の観点、および規模増の場合の一般電気事業者が調達するIPP電源の経済性向上の観点から、一般電気事業者がIPP入札を実施する際は、応分負担による新電力との共同調達等を柔軟に実施するよう、制度的な措置を講じる必要がある。	IPP電源調達にあたっては、中長期的な調達予定スケジュールを公示するとともに、共同調達パートナー募集の公募を制度化するといったIPP電源調達におけるガイドライン化を図るべきである。	電気事業法	経済産業省				●		「新しい火力電源入札の運用に係る指針」(平成24年6月)においては、発電事業者の予見可能性を高めるため、将来の電源開発計画の内訳としての各年度の入札対象量等を可能な限り明らかにすることを求めるとともに、共同プロジェクトの実施については、それによって価格が低下するのであれば望ましいことであると整理している。 新電力の電源確保と競争促進については、入札分以外に係る電力供給先の自由度を確保できることや、発電余力を新電力や卸電力取引所等を通じて売却できることを明らかにすることを、同指針で入札実施会社に求めているが、共同調達が、価格の低下につながることは必ずしも限らないため、共同調達を義務づけることまではしていない。 なお、新電力の電源確保と競争促進については、本年7月に取りまとめられた「電力システム改革の基本方針」を受け、先行的に実施する制度改革として部分供給ガイドラインの策定や、常時バックアップ料金の見直しや量の拡大の取組を進めることとされており、加えて、一般電気事業者による卸取引活性化の自主的取組も表明されている。これらの取組を進めるとともに、その状況や競争状態についてモニタリングを行うことを予定している。	将来の電源開発計画の内訳としての各年度の入札対象量等の公示や、共同プロジェクトの実施については、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」において既に盛り込まれているが、新電力との共同調達の実施については、それによって価格の低下につながる場合には望ましいことであるが、共同調達を一般電気事業者に対して義務づけることが、火力電源入札制度の目的である電気料金の一層の適正な原価の形成に常につながるには限らない。					
40	発電	新規	溶接安全管理検査(火力設備)制度の廃止	電気事業法第52条において、ボイラー等の電気工作物の耐圧部分に係る溶接に対して、設置者は、技術基準への適合のほか、技術基準への適合を確認するための溶接事業者検査及びその実施に係る体制を審査する溶接安全管理審査受審の義務が課せられている。他の製品であれば製造者が担保すべき責任の範囲を、設置者が負っていることから、設置者にとって大きな負担となっている。火力発電所の溶接部は、溶接施工工場の製品品質確保及び出荷検査に加えて、設置者による工程中の検査が実施されている。	ボイラー等の電気工作物の耐圧部分に係る溶接に対して設置者に課せられている義務(技術基準への適合を確認するための溶接事業者検査及びその実施に係る体制を審査する溶接安全管理審査受審の義務)を撤廃すべきである。	電気事業法	経済産業省		●	●			電気事業法第52条	対応不可					平成9年に発生した事業用電気工作物の溶接部に係る焼鈍温度に関する不正記録問題(以下「焼鈍問題」)を契機に不正防止の取組の一環として本制度は創設されたものである。本制度は自己責任を原則として、国の関与を必要最小限の範囲・内容とすること等の統一的な観点から、平成11年に電気事業法を改正し、国の直接検査を廃止する一方、設置者が自らの責任の下、保安確保の取組を一層促進されるよう制度を構築したものである。 本制度の創設に当たっては、溶接部の重要性を考慮すると、本来、発電所等の電気工作物の保安確保に責任を有する設置者が溶接部についても主体的に責任を持つことが、合理的であると考えられることから、設置者に対し明確に義務を課す規制体系としたとの経緯がある。また、火力発電設備等については、他の事業等にかかる製品・工作物とは異なり、 ○火力発電所のボイラー等では使用する圧力や温度が非常に高い。 ○電気工作物の溶接部については、設置者に対し、電気工作物を設置している間、技術基準適合の維持義務が課せられている。 ○発電設備の事故・トラブル等により電力の供給支障等が発生した場合、国民生活及び国民経済に与える影響が非常に大きい。 という特殊性を有することから、他の事業に係る製品・工作物と同等に論じることはできない。以上を踏まえ、「焼鈍問題」等の不正防止を徹底する観点から現制度では設置者の自己責任の下、メーカー、溶接業者を含めた品質保証体制の確立が重要として、設置者に溶接部についても技術基準適合義務を課し、溶接事業者検査の実施及び溶接安全管理審査の受審を義務づけている。本制度の重要性については、平成12年に本制度開始以降、今日に至るまで、なんら変化していないものと認識しており、本制度を撤廃することはできない。

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		開議決定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針
41	発電	新規	定期安全管理審査に係る手数料体系の見直し	現在の定期安全管理審査に係る手数料の額は、定期事業者検査の実施台数に基づく体系となっている。しかし、安全管理審査は、定期事業者検査の実施に係る体制を審査するものであり、実施台数との関係はない。 定期事業者検査対象設備を多く持つ発電所においては、台数を基準とした手数料から、審査に係る工数を基準とした体系にすることで、大幅な手数料削減が可能となる。 なお、審査の実施方法を定めた「使用前・定期安全管理審査実施要領(内規)平成22・06・28原院第3号 NISA-234e-10-1」においては標準審査工数が示されていることから、この標準工数を基に手数料を設定することが合理的である。	定期安全管理審査に係る手数料について、審査に係る工数を基準とした算定方法を採用するよう検査の実態に即した手数料体系への見直しを行うべきである。	電気事業法	経済産業省		●	●			電気事業法関係手数料規則第6条	現行制度で既に対応済	定期安全管理審査は、定期事業者検査の実施に係る組織のみならず設備毎に作成される検査記録等の確認も行うものであり、実施台数が増加する毎に検査の工程も増加するため、現在は設備毎に手数料を徴収しているものである。 ただし、同一区分の施設については、審査を省略できる部分があり、審査工程が短縮できることを考慮して、2台目以降は審査手数料を1/3とする等の軽減措置を取っており、実態に即した手数料体系は既に構築されている。 従って、現在の手数料は工数に相関した形で設定している。		
42	発電	新規	発電用火力設備に対する定期事業者検査の方法の解釈例の見直し	電気事業法施行規則第94条の3第1号及び第2号に規定する定期事業者検査の十分な方法として、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈(平成23・01・28原院第3号、NISA-234a-11-2)」が示されており、その中で、蒸気タービンの車室および主要弁について、定期事業者検査ごと、または隔回ごとに開放点検することとされている。また、蒸気タービンの車室および主要弁の開放点検については、過去の定期事業者検査により保安上問題となる異常が認められない場合であっても、定期事業者検査時に毎回または隔回ごとに実施しているが、このように一律的な点検周期を規定するのではなく、事業者が各設備の検査履歴や運転状況等を踏まえて必要な周期を定めて点検することとすべきである。 これにより、定期事業者検査の期間短縮により火力発電設備の利用可能期間が延伸できるため、電力の安定供給に繋がる。	発電用火力設備に対する定期事業者検査の方法の解釈例のうち、蒸気タービンの車室および主要弁の開放点検について、一律的な点検周期を規定するのではなく、事業者が各設備の検査履歴や運転状況等を踏まえて必要な周期を定めて点検することとすべきである。	電気事業法	経済産業省				●		「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈(平成23・01・28原院第3号、NISA-234a-11-2)」	現行制度で対応可		「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」は定期事業者検査の十分な方法を示すものであるが、検査の方法は、同解釈に限定されるものではなく、電気事業法施行規則第94条の3第1項に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば問題ないものと判断することにしており、設置者が十分な技術的根拠を示すことによって現行制度で対応である。	対応済
43	特電	FU	一般電気事業者による特定電気事業に対するバックアップの実施	平成24年7月1日より特定電気事業者が自ら保有すべき域内電源比率が50%以上に引き下げられ、特定電気事業者は託送により一般電気事業者または新電力から電源を特定して電力を調達するか、域外に自ら電源を持てるようになった。この特電の域内電源保有率比率の引き下げは、域外の再生可能エネルギー及び他事業者間の電源を活用することにより実現された経緯がある。特定電気事業者は事業を実施するにあたり、新電力と同様、一般電気事業者と同様な電源ポートフォリオを構成することは困難であり、日本卸電力取引所が十分活性化されていない状態においては、現実的には一般電気事業者にバックアップを頼らざるを得ない。 特定電気事業者と一般電気事業者は、特定電気事業の申請段階においては競合状況にあり、一般電気事業者による特定電気事業者へのバックアップの有無が、特定電気事業導入の大きな鍵となる。加えて、バックアップが継続的に提供されるか否かは、特定電気事業の継続性に重大な影響を及ぼす。	日本卸電力取引所が活性化されるまでの過渡的な措置として、一般電気事業者の供給力が不足しない限りにおいて、一般電気事業者が特定電気事業者者に常時バックアップを行うよう「適正な電力取引についての指針」の中で、位置付けるべきである。	適正な電力取引についての指針 電気事業法	公正取引委員会 経済産業省		●		■	電気事業法第5条第4号	特定電気事業の許可に際しては、自ら保有する電気工作物の供給能力(供給地点における需要の5割以上に応ずることが可能である場合を含む)によりその供給地点の需要に応ずることが可能であることを、許可要件の一つとしている。	特定電気事業者は、電気事業法における小売り供給に係る規制需要家をも供給の対象としており、これらの利益保護の観点から、一般電気事業者同様、自らが保有する電気工作物によって電気を供給することが求められている。 今般、特定電気事業者の域内電源保有比率を50%以上に引き下げたが、これは、自らが保有する電源以外でも他の発電事業者等との協議による調達を可能とするものであり、制度的に供給力の確保を他社に依存することを当然に想定したものではない。 従って、本提案にあるような、特定電気事業者の供給能力の確保を他社に委ねることをルール化することについては、特定電気事業の趣旨にはなじまないため、対応は困難と認識。			
44	配電	新規	ピークカットのための特定供給の要件緩和	平成24年10月、電気事業法上の特定供給の許可基準が緩和され、供給者の発電設備により需要の50%以上を満たし、不足分は電力会社等からバックアップを受けることで全ての需要を満たす形での特定供給が可能となった。 しかしながら、現状、特定供給の目的が需要家による平常時のピークカットであっても供給者の発電設備が必要の50%以上を満たしていなければ、特定供給の許可基準に該当しない。	特定供給の目的が需要者の電力ピークカットである場合、特定供給の認可基準における「需要者が求める需要」を「需要者が電力ピークカットに必要な電力量」に緩和すべきである。また、特定供給の認可基準における「供給者の発電設備」として、再生可能エネルギーと蓄電池設備の組み合わせを認めるべきである。	電気事業法	経済産業省				●	電気事業法第17条第3項第1号 電気事業法施行規則第21条第3号	電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等においては、「需要者が求める需要」という用語は存在していない。また、「需要者が電力ピークカットに必要な電力量」とあるが、ピークカットに必要な電力量とは具体的に何を指しているか具体的に御教示いただきたい。 また、電気事業法における電力供給については、需要家保護の観点から、安定的な電気の供給を供給者に求めているところ。蓄電池が系統に依存せず、安定的な電気の供給を行うことが可能かを個別に検討する必要がある。 上記に対する回答をいただいた上で、対応の可否について改めて検討させていただきたい。				

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連 開議決定	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
45	配電	新規	送配電工事ルールの見直し	受電盤(キュービクル)の設置位置の変更工事など、需要家都合による工事は費用を需要家が負担した上で実施する。 新電力の需要家の場合、当該工事実施にあたり、一般電気事業者の託送供給約款の規定に基づき、新電力が需要家との見積・発注業務を担うこととなっているが、事実上、業務管理も収入も発生しないスルー業務となり、見積内容や工事業務の進捗等に対して十分責任を持った対応がとれず、結果として需要家に迷惑をかけることもある。	引込線等の資産管理は送配電部門で行っており、当該工事も送配電部門が実施しているため、これらの設備工事については、送配電部門が一元的に受発注契約・出納・工事を実施することを原則とするようなガイドライン化を図るべきである。	電気事業法	経済産業省		●					御指摘の高圧受電用のキュービクルについては、需要家が自ら設置することになっている。そのため、需要家への対応は、小売事業者である電力会社の営業部門あるいは新電力がそれぞれ責任をもって行うべきものであり、設備工事についてのみ、電力会社の送配電部門に一元的に受発注契約の実施を求める理由が不明確。新電力が、「見積内容や工事業務の進捗等に対して十分責任を持った対応がとれず、結果として需要家に迷惑をかける」としているのであれば、その原因と責任の所在を具体的に御教示いただきたい。上記に対する回答をいただいた上で、対応の可否について改めて検討させていただきたい。			
46	スマメ	FU	高圧以上の需要家に適用されるスマートメーター仕様の見直し	現在、スマートメーター普及に向けて、スマートメーターから需要家へ提供するデータフォーマットの標準化検討が実施されているが、対象が家庭用の需要家に向けたものに限定されている。一方で、現状の高圧以上のスマートメーターは需要家側インターフェースが電力会社の独自仕様かつアナログインタフェースとなっており、需要家側にサービス制約やコスト負担を生じさせているにも関わらず、これまでインターフェースの標準化やオープンな入札といった動きが見られない。	需要家の選択肢拡大などスマートメーターの位置づけは今後ますます重要になることから、自由化対象となっている高圧以上の需要家のスマートメーターについて、需要家側のインターフェース標準化(Bルートのデジタルインタフェース化)と入札によるコスト低減を進めるべきである。	電気事業法	経済産業省		●			■	高圧以上の需要家においては、既に、パルス出力を前提とする、デマンドコントローラーをはじめとする需要家側のエネルギーマネジメント機器が一定数普及しているところ。今夏には、すべてのメーターで即時の対応が可能なサービスパルスの活用を図る観点から、「スマートメーターからパルスによりBEMSに表示した電力量情報をもって、課金および証明サービスを行う方策」について措置しており、社会インフラや需給対策の観点からの対応は行っていると認識している。 引き続きサービスパルスの活用を図りつつ、前回の規制・制度改革要望でも回答しているとおり、次回の取替時における高圧スマートメーターの電文提供機能の具備に向けて、検討を開始する方向であり、「スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会」の「スマートメーターTF」等において、必要に応じてフォローする予定。 ・スマートメーターの調達については、「47」で示したとおり。				
47	スマメ	FU	スマートメーターの導入整備に係る通信インフラの調達・構築	5年間以内に総電力需要の8割をスマートメーター化する目標達成に向け、各電力会社が各々でスマートメーターの導入を進めている。導入にあたっては、メーター本体のみならず、検針に必要な通信ネットワーク(Aルート側)の確保・整備が必要であるが、これらについては東京電力を除き、各電力会社の独自判断により調達先の選定・設備整備が進められている。 本来、託送料金で回収される全ての設備調達に関しては、国際調達手続などにより競争的に実施すべきである。	スマートメーターの調達に付随する通信インフラの調達に関しては、各社の送配電部門に対してオープンな調達手続の制度化を早急に図るべきである。	電気事業法	経済産業省		●			■	スマートメーターの調達については、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」において、「効率的な調達の観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことを原則」、「料金算定プロセスにおいて、入札を終了したものは、落札価格を適正な原価とみなし、入札を経ない場合においては、例えば、入札した場合に想定される価格を基準として査定を行うことが適当」とされているところであり、既に対応済みであると認識している。				
48	スマメ	新規	電力等使用情報の第三者活用に向けた法整備	現状、電力メーターによって計測される電力使用情報等について、電力会社以外の第三者が活用するためにどのような手続きが必要か明確ではない。また、HEMSにより取得されるデータについて、当該家庭以外の者が活用する場合にどのような手続きが必要か(例えば匿名にすれば活用できるのか)、明確ではない。 これらの手続きが明確化されれば、電力の需要家側における電力制御(デマンドレスポンス)に係るサービスや、地域レベルでのエネルギー管理・可視化(例えば特定地域のエネルギー消費情報を、匿名にしたうえで利用)、防犯や見守り(家電等の情報を活用した防犯、在宅の状況確認)に活用することができる。	電力メーターによって計測される電力使用情報等や家庭内エネルギー管理システム(HEMS)により取得されるデータについて、個人情報保護法等における取扱いを明確化すべきである。	個人情報保護法	経済産業省		●	●			電力使用情報に限らず、個人情報については、使用目的等を示した上で本人同意を得ることを前提に、新サービス等への利活用、第三者提供等が可能であることは、個人情報保護法上も明確化されている。 なお、このような法令上の手続きを適切に取っていても、風評にさらされる例もあり、事業者にとっては、如何に消費者の誤解を招かないかが重要。経済産業省の「IT融合フォーラムパーソナルデータワーキンググループ」では、これらの課題に関して事業者がどのような努力を図れば良いか等について議論を行っている。	「考え方」に記載した通り、個人情報の第三者利用は、現行法令上も可能であり、必要な手続きも明確であるなど、規制上の問題ではないため。			

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄						
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		閣議決定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
49	小売	FU	マンション高圧一括受電における低圧部分の課金方法に係る計量法上の取扱の明確化	マンション高圧一括受電において、低圧部分に設置する電力量計は検定付計測メーターを使う必要がある。スマートメーターではない場合、計量法上電力量の検針は目視で行われる。パルス出力付き検定メーターであれば、計測値をHEMSによって遠隔検針・課金できるが、パルス出力付きの検定メーターは、1kWh電力量計しかなく、一般家庭では一日10パルス程のため計測はできても省エネにつながる可視化ができない。また、1kWh電力量計は価格が高く、既存の一括受電マンションはパルス出力なし検定メーターが導入されている場合がほとんどであり、既存マンションの遠隔検針、可視化を実施するには電流センサーを使うしか方法がない。	マンション高圧一括受電の低圧部分に係る課金方法について、定期的に(例えば1年に1回)検定メーターを目視して誤差を是正する前提で、計量法に基づく検定なしの電流センサーによって電力量の遠隔計測、毎月課金を実施することにつき、計量法上の取扱を明確化すべきである。	計量法	経済産業省					●	■	計量法第16条第1項	計量法において、電力量計は特定計量器に指定されており、取引又は証明において、電力量を計量する場合は、検定証印又は基準適合証印が付された電力量計でなければならないとされている。電力量に基づき毎月課金を行う場合には、計量法上、検定証印等が付された電力量計を使用しなければならない。	計量法上、取引又は証明において電力量を計量する場合に、検定証印等が付された電力量計を使用しなければならないことが明確に規定されている。			
50	小売	新規	既築マンションにおける電力会社受変電設備の資産譲渡	マンション高圧一括受電サービスは、見える化やデマンド・レスポンスサービスの提供による省エネ普及策としても期待されている。既築マンションを高圧一括受電サービスに切り替える場合、一般電気事業者が既設受変電設備を撤去、マンション一括受電サービス事業者が新たに受変電設備を設置するといった費用負担が発生するため、当該サービスの普及の妨げとなっている。	電力会社から電力供給を受けている既築マンションを高圧一括受電サービスに切り替える場合、電力会社資産の受変電設備等をマンション管理組合または一括受電サービス事業者が残存簿価で買取り継続使用できるルール化(例えばガイドライン化)すべきである。	電気事業法	経済産業省					●	●	電気事業法第13条第1項 電気事業法施行規則第17条第1号	一般電気事業者がその電気事業の用に供する設備を譲渡する場合、発電所、変電所、送電線路、配電線路及び給電設備については、経済産業大臣への届出が必要であるが、受変電設備についてはその対象外となっている。設備の一部については再利用等を行っているとも承知しており、自らの資産の処分について保有者が判断することには一定の合理性があると考えているが、保有者の権利を制限する合理的な理由について御教示いただきたい。上記に対する回答をいただいた上で、対応の可否について改めて検討させていただきたい。				
51	小売	FU	高圧一括受電するマンションの高圧部分に関する点検	平成24年3月30日付「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」改正により、当該住居部分の点検頻度は一般用電気工作物と同様とする運用に見直されたが、高圧部分については停電を伴う点検が年1回(または3年に1回)以上一律に求められている。	マンション等における高圧受電の電気工作物の保安管理業務を外部委託する場合において、保安上の支障がないこと等の一定の要件を満たしたときは、停電を伴わない点検方法や点検期間の延長を行うべきである。	電気事業法	経済産業省						●	■	「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」	現行制度で対応可		年次点検については、年に1回以上行うよう内規に定められているが、必ずしも停電させることを求めているわけではないため、点検時に迂回経路を設けることや電源車を用いることで、停電させない点検は可能である。また、同内規で信頼性の高い機器を利用等しているマンション等については、上記の点検を3年に1回以上とすることができる緩和措置も設けている。	対応済
52	小売	FU	電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特例措置の高速道路SA等への係る更なる緩和	平成24年3月23日付けの電気事業法施行規則改正により、電気自動車専用急速充電器の設置に際して、一定の要件のもと、同一敷地内の複数契約が可能となった。他方、高速道路等では、道路本体に加え、上り・下りの2つのSAの全体を「一つの需要場所」として電力供給契約を締結しているところが多く、この場合、今回の規制改正では、「それぞれ一に限り、一の需要場所とみなす」とされているため、上り、下りの2つのSAの一方にしか追加契約による設置ができない。	電気自動車専用急速充電施設の整備を促進するため、高速道路の上下線の各休憩施設に急速充電施設を設置する場合においては、一需要場所である上下線それぞれの施設での追加契約を可能とすべきである。	電気事業法	経済産業省					●	■	平成24年11月30日付「日本再生加速プログラム」にて閣議決定済み 【事項名】 電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特例措置の高速道路SA等への係る更なる緩和 【規制改革の概要】 電気自動車専用急速充電施設の整備を促進するため、高速道路の上下線の各休憩施設に急速充電施設を設置する場合においては、一需要場所である上下線それぞれの施設での追加契約を可能とするの是非について検討し、結論を得る。 【実施時期】 平成25年上期結論、結論を得次第措置					
53	分散電源	新規	コージェネレーション設備に係る専用線での連系接続の実施	コージェネレーション設備を設置する場合、「一需要場所、一需給契約」の原則により、施設内の電力を賄うために用いられる引込線を経由して連系接続を行っているが、施設内の熱需要の分布や受変電設備の状況によっては、熱導管や電気設備の工事費用負担が増加し、導入の障害となる場合がある。また、昨今の需給逼迫への対応等のため、コージェネレーション設備で発電した電気を電気事業者に売電(逆潮)する際についても、この引込線を利用することとなり、既存の施設で自家消費した上で、残りを売電する配線形態となることから、発電した電気の大部分を施設内で消費するため、売電量がゼロないし僅少になることが多い。	コージェネレーション設備の導入拡大を通じた節電・省エネルギーの促進や「分散型・グリーン売電市場」の活性化、自己託送による自家発電力の活用拡大等を図るべく、コージェネレーション設備について、既設の施設と設備規模(特高、高圧、低圧)が異なる場合や需要家が異なる場合等において、保安上の支障がないこと等の一定の要件を満たした場合はコージェネレーション設備専用の引込線を別途敷設することを可能とすべきである。	電気事業法	経済産業省						●	■	電気事業法第2条第1項第7号 電気事業法施行規則第2条の2第2項	「施設内の熱需要の分布や受変電設備の状況によっては、熱導管や電気設備の工事費用負担が増加」とあるが、受変電設備のどのような状況が工事費用負担を増加させることになっているのか。また、「需給逼迫への対応等のため、コージェネレーション設備で発電した電気を電気事業者に売電(逆潮)する際についても、既存の施設で自家消費した上で、残りを売電する配線形態となることから、発電した電気の大部分を施設内で消費する」とあるが、需給対策の観点からはコージェネを焚き増し自家消費することで系統電力の削減につながるものと考えられるが、コージェネ由来の電気のみを売電することが需給対策の上でより効果的な理由について御教示いただきたい。上記に対する回答をいただいた上で、対応の可否について改めて検討させていただきたい。			

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		開議決定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針
54	分散電源	新規	防災対応のための建築物増築に伴う現行法令への適合義務の緩和	震災時における在館者の安全の確保や帰宅抑制、周辺の帰宅困難者の一時保護などが、地域防災力の高度化のために重要とされるが、建物の最低限の機能の維持が対応の前提となるため、自立的な分散型電源の確保が必須となる。既存建築物においては、新たに分散型電源を設置するためのスペースの確保が困難な場合、空地部分に電源室を増築することが考えられるが、既存建物部分についても同時に現行法令適合義務が発生するため、特に建築基準法旧38条の認定を取得した高層建築物等においては、現行法に適用するため大幅な改修が必要となるなど、対応が極めて困難となる。	既存建物の公開空地に、建物や地域の低炭素・高度防災化に資する分散型電源(コージェネレーション)を新たに設置(増築)する場合において、既存建物部分に関する現行法令への適合義務の緩和(既存遡及の免除)すべきである。	建築基準法	国土交通省	●					建築基準法第86条の7等	現行において、同一敷地内に用途上不可分な建築物を別棟で増築する場合には、既存建築物部分は現行基準に適合させる必要はない他、既存不適格建築物について増築を行う場合においても、制限の一定の緩和措置を設けているところ。旧法第38条等の大臣認定を取得した既存の超高層建築物において増築を行う場合の制限緩和については、まずは、具体的に増築を検討している既存の超高層建築物を対象にして、防火・避難安全性や構造安全性等の必要な安全性能が確保されているか技術的に検証を行い、その結果を踏まえて検討を行う必要がある。	-	技術的検証の結果、必要な安全性能が確保されている場合には、増築を可能とするための規定の見直しを検討する。	速やかに技術的検証を実施し、当該結果を踏まえ、平成24年度中に検討を開始し、結論を得次第措置。
55	分散電源	新規	都市公園への占有物件の拡大	平成24年10月に都市公園法施行令および施行規則の改正案についてパブリックコメントが行われた。主旨は、都市において化石燃料以外のエネルギー利用や化石燃料の効率的利用の推進のため、環境負荷低減に資する発電施設や熱供給施設の設置場所として、公衆の利用に支障のない範囲で都市公園を活用できるようにするため、「占有物件の範囲の拡大」を行うというもの。拡大対象として、「太陽電池発電施設」、「燃料電池発電施設」、「蓄電池施設」、「熱供給施設」が明記されているが、コージェネレーションシステムに関しては、「燃料電池」に限定せず、「高効率なコージェネレーションシステム」全般を対象とすべきである。	平成24年10月に公表された「都市公園法施行令の一部を改正する政令案及び都市公園法施行規則の一部を改正する省令案」について、「占有物件の拡大」の対象として、「燃料電池発電施設」が示されているが、これを「燃料電池発電施設」を含む「高効率コージェネレーションシステム」と変更し、関連する占有期間、占有に関する基準を定めるべきである。	都市公園法	国土交通省				●		都市公園法第7条第7号 都市公園法施行令第12条第1号の3、2号の3 都市公園法施行規則第5条の3、第6条	平成24年11月30日に公布された「都市公園法施行令及び都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令(政令第284号)」及び「都市公園法施行規則及び特定都市河川浸水被害対策法施行規則の一部を改正する省令(国土交通省令第85号)」が同年12月4日より施行され、「燃料電池発電施設で地下に設けられるもの(以下「燃料電池」という。)」及び「熱供給事業法に規定する熱供給施設(導管を除く)で地下に設けられるもの(以下「熱供給施設」という。)」を都市公園に占有物件として設置することが認められたところである。上記の措置は、「燃料電池」及び「熱供給施設」を個別の占有物件として設置することを認めたものであるが、両物件を併せて設置することで、燃料電池による発電と同時に、廃熱を活用するコージェネレーションシステムを都市公園の地下に構築することは可能と考えられる。現在、「コージェネレーションシステム」が物件として何を指すものかの特定が困難であること及びその「高効率性」を判断する基準が明確でないことから、公園管理者である地方公共団体が自らコージェネレーションシステムの適切性及び効率性等を適切に判断することは困難であり、その結果、都市公園の管理に支障を来すことが想定されるため、方向性として示されている「高効率コージェネレーションシステム」を占有物件として規定することについては困難である。	現在、「コージェネレーションシステム」が物件として何を指すものかの特定が困難であること及びその「高効率性」を判断する基準が明確でないことから、公園管理者である地方公共団体が自らコージェネレーションシステムの適切性及び効率性等を適切に判断することは困難であり、その結果、都市公園の管理に支障を来すことが想定されるため、方向性として示されている「高効率コージェネレーションシステム」を占有物件として規定することについては困難である。		
56	分散電源	新規	一般電気事業者等による中小規模分散電源に係る入札制度の創設	コージェネレーション等中小規模分散電源(10万kW程度)は、建設リードタイムが相対的に短く(0.5~3年程度)、短期的かつ確実な電源確保が可能である。しかし、中小規模分散電源の投資促進のためには、発電した電気の購入先、価格の見通しが担保される必要があるが、卸電力取引所取引では価格の予見性が立たず、結果として投資が促進されない。	一般電気事業者が発電所を新設する場合には、「火力発電所入札制度」に基づき、価格の安い電源からの調達となされる制度が創設されているところ、短中期的に稼働させる電源についても、入札制度等を活用することで安価な電源を調達する仕組みを創設すべきである。また、一般電気事業者が値上げ申請する際、老朽火力が稼働するような原価構成になっている場合は、より安価な電源からの調達を国が指導できる仕組みを創設すべきである。	電気事業法	経済産業省	●					電気事業法第十九条2項の一	「新しい火力電源入札の運用に係る指針」(平成24年6月)については、一般電気事業者が1,000kW以上の火力電源を自社で新設・増設・リプレースしようとする場合、自社及び他の発電事業者が、発電設備の既設・新設を問わず入札することを求めている。したがって、コージェネレーション等中小規模分散電源(1000~1万kW程度)も、その対象に含まれている。ただし、既に建設プロセスが進んでいるため入札を実施しても運転開始予定日に間に合わない案件として、10万kW以下の火力電源の場合は、平成24年度の供給計画に平成27年度までに運転を開始するものとして記載されているものに限り、本指針による入札の対象外であると整理している。また、仮に一般電気事業者が値上げ申請をした場合には、電気事業法に規定されている「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」であるかを厳格に審査することとしており、より安価な電源からの調達(メリットオーダー)になっているかという観点からの確認も行うこととなる。	「新しい火力電源入札の運用に係る指針」において整理済であるため。		
57	分散電源	新規	家庭用コージェネレーション電力の有効活用のためのネットメータリング制度の創設	家庭用コージェネレーションの発電電力については、電力系統への逆潮流防止装置の設置が義務付けられていることから、設備能力に余力がある場合でも、現状は電力系統への逆潮流ができず、電力供給力不足・不安定性等に十分貢献できない構造・制度となっている。	電力供給不足への貢献(ピークカット等)、発電効率(総合効率)の高い家庭用コージェネレーションの稼働率向上のため、電力系統への逆潮流を容易に可能とする制度として、ネットメータリング(購入電力価格と等価での売電・メーター逆回し)を創設すべきである。	電気事業法	経済産業省	●						家庭用コージェネレーションに係る逆潮流防止装置の設置については、法令において義務付けられている訳ではない。また、本提案にあるネットメータリングの内容が必ずしも明確ではない。このため事業内容及び対象となる規制について御教示いただきたい。上記に対する回答をいただいた上で、対応の可否について改めて検討させていただきたい。	-	-	



No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連 開議決定	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
58	分散電源	新規	常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の発電・停電・災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和	大気汚染防止法において、「非常用のガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関」は、ばい煙の規制対象外となっているが、「常用・非常用の発電機」については、規制対象項目が適用されることから、停電・災害等非常時の稼働において制約が生じている。具体的には、非常時においては、NOxの排出基準値を達成するために脱硝設備の運用が必要となるため、尿素的希釈または混合気の冷却のための水を確保する必要が生じ、断水対策などのための追加の費用負担が生じている。	常用・非常用を兼用する発電機であって非常用に使用する場合については、非常用専用機の場合と同様、ばい煙発生規制適用外とし、排熱回収装置や脱硝装置をバイパスしたり、負荷投入能力向上のために空燃比を燃焼に有利な状態に調整することを認めるべきである。	大気汚染防止法	環境省	●				大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和62年総理府令第53号)第2項 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令(平成2年総理府令第58号)第2項 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行等について(昭和62年11月6日環大規235号) 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行等について(平成2年12月1日環大規384号) ガス機関及びガソリン機関に係る規制に当たっての留意事項について(平成2年12月1日環大規385号) ガスタービン、ディーゼル機関に係る規制に当たっての留意事項について(昭和62年11月6日環大規237号)	常用・非常用を兼用する発電機を非常時に使用する場合に、排出基準等に係る規定の適用を免除するという運用を行った場合の大気環境に及ぼす影響等について、評価・検討する必要があり、関係法令における規制等も考慮する必要があることから、対応可能性について直ちに判断することは難しい。				
59	分散電源	新規	「工事計画届出書」の期間の短縮	コージェネレーションを設置する場合に必要な「工事計画届出書」の届出日から着工までの期間が長いことから、電力需給が逼迫するなか、コージェネ等発電設備の納期を遅らせる一因となり、ピーク時に間に合わない場合がある。	工事計画届出等工事前の事前届出の基準を緩和すべきである。	電気事業法	経済産業省			●		電気事業法第48条 電気事業法施行規則別表第2	現行制度で対応可		電気事業法第48条に基づく電気工作物の設置又は変更の工事の計画の届出は、保安規制の観点から実施しており、届出の日から30日を経過した後でなければ当該届出に係る工事を着工してはならないが、これはこの30日間に技術基準の適合性等について審査を行い、必要があれば計画の変更又は廃止命令を発することができるようにしているためである。 ただし、上記の30日の期間を短縮することに合理的な理由があり、届出書類に不備がなく、当該工事計画が電気事業法第48条第3項の規定に適合しているなど審査を速やかに終了することが可能な場合、電気事業法第48条第3項に基づき、期間を短縮することが可能である。	対応済	
60	分散電源	新規	工場立地法におけるコージェネ等自家発電設備の取扱い	既存の工場の場合、新たにコージェネを設置する際、工場立地法で定める緑地面積等の比率を確保することが困難であり、コージェネ導入の妨げとなっている。	現に電力の供給が過少となる恐れのある既存の特定工場が新たに生産工程等形成施設の主要な部分にかかる附帯施設である自家発電施設を設置する場合であって、工場立地法の準則(地域準則を含む)を遵守するための最大限の努力をしてもその設置によって準則に適合しないことがやむをえないと認められる場合には、工場立地法の緑地面積の比率を下げることを認めるべきである。	工場立地法	経済産業省			●		工場立地法第4条第1項 工場立地に関する準則(告示)第2条 緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準(告示)表	工場立地法は、工場立地が環境の保全や周辺地域の生活環境との調和を図りながら、適正に行われるようにすることを目的としたものである。 エネルギーの安定供給確保のために、エネルギー効率を高めるエネルギー供給システムであるコージェネレーション施設や、風力等の再生可能エネルギーを活用した自家発電施設的重要性が高まっていることは承知している。 しかし、これらの自家発電施設は、環境負荷物質の排出、騒音等により、周辺地域の生活環境に対して負荷を与えるものであることから、工場立地法の届出対象の生産施設として緑地規制を行っている。	工場に設置される自家発電施設は、太陽光発電施設を除けば、ガスや重油、廃棄物等を燃料とするものや、風力を動力とするものが一般的であるが、燃料の燃焼により有害ガスやばい煙等の環境負荷物質が排出されたり、ボイラーやタービンの運動、ブレード(翼)の回転によって騒音や振動、低周波等が発生する。 このように、自家発電施設の稼働により、周辺地域の生活環境に対して一定の負荷がかかることから、周辺の土地利用状況を考慮しないで、自家発電施設を設置する場合には緑地面積率の引き下げを行うことは、工場立地法の法目的を踏まえると適当ではない。 なお、工場立地に関する準則(告示)では、地方公共団体(都道府県及び市)が地域の実情に応じて緑地面積率等を緩和することを認めており、例えば、工業地域や工専地域等では環境施設(緑地及び緑地以外の環境施設)面積率を条例で10%にまで引き下げることが可能となっている。			
61	ガス	新規	河川横断するガス導管敷設工事の濁水期(11~5月)以外の施工許可	河川を横断するガス導管敷設工事を行う場合、河川によっては管理者から濁水期(11~5月)での工事を指示されることがある。特に、堤防の外側の縦抗から河川の底を横断させ、対岸の縦抗までガス管を敷設する工法(シールド工法や推進工法)については、河川の流量による影響がないと考えられるため、早期のバイブライン敷設を可能とすべく濁水期以外における施工を認めるべきである。	河川横断するガス導管敷設工事について、濁水期以外の期間に施工することが可能であることを周知すべきである。	河川法	国土交通省			●		河川法第26条	河底横過トンネルの横断位置や深度等により堤防をはじめとする河川管理施設等への影響は異なることから、一律に出水期間中の施工を可能とすべきものではないと考えるが、これまでも河底横過トンネルの施工時期については、各々の工事による堤防等に対する影響を確認した上で柔軟に対応しているところであり、必要があれば個別にご相談いただきたい。				

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連 閣議決定	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
62	ガス	新規	天然ガスディスベンサと軽油等給油ディスベンサの同一アイランド上への設置	消防法、危険物の規制に関する規則第27条の3第6項第4号において、CNGディスベンサは給油空地以外の場所に設置することと規定されているため、ガソリン・軽油ディスベンサと同じアイランド上へ設置することができない。一方、一般高圧ガス保安規則第7条第2項第18号には、圧縮天然ガスの通ずる部分は、その外面から火気を取り扱う施設に対し、4m以上の距離を有することと規定されている。そのためガソリン・軽油スタンドへCNG充てん設備を併設しようとした場合、既存の給油空地以外にCNGディスベンサを設置するとともに、CNGを充てんする車両の停車スペースについても給油空地以外に場所を確保しなければならない。特にCNG車両はトラックが多くその車両サイズが大きいためその充てんのための停車スペースを確保することは困難であり、既存のガソリン・軽油の給油車両の停車スペースを犠牲にするか、スタンド用地を拡張する必要があり、CNG充てん設備を併設する際の障害となっている。	天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ガソリン・軽油スタンドに併設された圧縮天然ガス充てん設備のうち、CNGディスベンサをガソリン・軽油ディスベンサと同一アイランド上に並べて設置できるようにすべきである。	消防法 高圧ガス保安法	総務省					消防法第10条第4項危険物の規制に関する政令第17条第3項第4号危険物の規制に関する規則第27条の3第6項第4号ハ(1)	給油取扱所の安全性の確保が大前提であり、甚大な被害の発生が想定されるガソリン等危険物火災と天然ガス火災による複合災害を防ぐため、相互に影響を与えないよう、天然ガスディスベンサを給油空地外に置くべきである。	安全性の確保が大前提であるため、スペースの都合を理由として天然ガスディスベンサを給油空地内に置くことはできない。	-	-	
							経済産業省					一般高圧ガス保安規則第7条第1項第6号及び第2項第18号	「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)平成19年7月1日平成19・06・18原院第2号」では、第7条第2項第18号と同様の規定である。第6条第1項第3号の運用として、電気設備について、「工場電気設備防爆指針(ガス蒸気防爆2006)」独立行政法人産業安全研究所技術指針等の規定に基づき設置されたものは、火気を取り扱う施設には該当しないとしています。この運用の考え方は、第7条第2項第18号についても同じです。従って、ガソリン・軽油ディスベンサについても、必要な対策を講じることにより、同一アイランドへの設置は可能です。(CNGスタンドとガソリンスタンドの併設に関しては、別途、消防法によりスタンド全体のレイアウト等について規制がされています。)	防爆仕様により、火気に当たらないければ、現状でも要望事項の実施は可能。			
63	ガス	新規	天然ガススタンドに必要な保安監督者の資格取得機会の拡大について	天然ガススタンドには、保安監督者として「丙種化学(特別)以上の高圧ガス製造保安責任者」の資格と6ヶ月以上の実務が必要である。ガソリンスタンドに必要な乙種第4類の危険物取扱者の資格試験は各都道府県で年間複数回の受験機会があるのに対し、天然ガススタンドに必要な高圧ガス製造保安責任者の資格試験は現状年1回しか受験機会がないので、資格の取得機会を増やすべきである。	丙種化学高圧ガス製造保安責任者の資格取得機会を増やしたり、天然ガススタンドの保安監督者に特化した資格を新設するなど天然ガススタンドの保安監督者に必要な資格を取得する機会を増やすべきである。	高圧ガス保安法	経済産業省					一般高圧ガス保安規則第64条第2項第4号	丙種化学高圧ガス製造保安責任者免状の試験は、自治事務となっており、都道府県が実施することになっているので関連の都道府県へ要望いただきたい。 天然ガススタンドについても、丙種化学高圧ガス製造保安責任者試験で求められている。高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術並びに高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学は必要と考えます。	個別に都道府県へ要望が必要。資格要件の緩和は安全上認められないため、対応困難。			
64	ガス	新規	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の転載	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(以下、CNG容器)は、一度車両に搭載されると、別の車両に搭載(転載)することができない(容器則細目告示 第22条第2項第2号)。CNG容器の充填可能期限は車両の使用年数を勘案した15年となっているが、実際には、バンや軽自動車等の小型車両では5年程度で買い替えられ、十分使用可能なCNG容器が廃棄される例がある。一方、運送トラックやバスでは車両が15年以上使用され、途中で新品のCNG容器に載せ替えている例がある。	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器について、容器の有効期間内であり、かつ容器再検査に合格する等によって安全性が確認された場合は、別車両への転載を認めるべきである。	高圧ガス保安法	経済産業省					平成24年11月30日付「日本再生加速プログラム」にて閣議決定済み 【事項名】 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の転載 【規制改革の概要】 自動車に搭載され、使用されていた圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を別の自動車に装着することについて、使用されていた容器を継続使用することに当たっての安全性や取り外し後の保管方法等に関し、民間団体等による技術的な安全性の評価・検討を踏まえ、省令等の改正の可否について検討し、結論を得る。 【実施時期】 平成25年度検討開始、結論を得次第措置					
65	ガス	新規	低公害車普及促進対策費補助金の交付方法の変更	現状は、補助交付決定プロセスが 1. 交付予定枠の申し込み 2. 地方運輸局から内定通知 3. 交付申請 4. 交付決定 となっており、交付予定枠の申し込みから購入まで期間がかかりすぎ、購入者の要望スピードに合わない。 現状運用ではステップが増え、12月末にならないと交付決定が確定しない。よって、運送事業者は、運送受注時に増車しなければならないケースでは、本補助金を収支計算に考慮することができないことから、低公害車の購入促進につながない。	車種別定額補助となっていることから、先着順に交付決定を出す運用に戻すべきである。	低公害車普及促進対策費補助金交付要綱	国土交通省						【事務局コメント】 ※本案件は、補助金制度上の問題であることから検討の対象外としたい。				

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連 開議決定	所管省庁回答欄					
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
66	ガス	FU	ガス導管事業の用に供する導管の道路占用許可	一般ガス事業の用に供する導管の場合、道路法上の道路占用が認められているが、導管事業の用に供する場合は、認められない。 他の一般ガス事業者に対し、都市ガスを卸供給するために敷設する導管の場合、結果的に一般ガス事業の用に供するものとなるにもかかわらず、道路占用許可において一般ガス事業用の導管と取り扱いが大きく異なる。	ガス導管事業の用に供する導管について道路法36条に基づく一般ガス事業者の用に供する導管と同等の義務占用の取り扱いを行うべきである。	道路法	経済産業省					●	■	道路法第32条、第33条及び第36条		ガス導管事業の用に供する導管については、道路法第36条第1項に規定する事業の用に供するものではないが、事業の一定の公共性にかんがみ、その円滑な設置が行われるよう国土交通省から平成24年3月23日に事務連絡が発出されており、経済産業省においても事業者へ周知を行っていることから、本件は既に対応済みである。		
							国土交通省					●	■	道路法第32条、第33条、道路法第36条	ガス導管事業の用に供するガス管のうち、ガスを供給する事業を営む他の者に対してガスを供給するガス管(以下「バイブライン管」という。)については、道路法第33条第1項の基準を満たせば占用許可を受けることは可能であるため、占用許可において法令上特別な取扱いが行っていない。	義務占用は、一般公衆の生活と密接な関連を有し、公益性の大きい電気、水道、ガス、電気通信等であって事業者に役務提供義務が課されている事業の用に供するもの等について道路管理者の許可における裁量を制限し、公益事業の保護と道路交通の保全との調和を図るものである。 バイブライン管は、道路法第36条第1項に規定する事業の用に供するものではないが、事業の一定の公共性にかんがみ、その円滑な設置が行われるよう配慮することとしている。 バイブライン管が円滑に道路占用許可が受けられるための方策については、「規制・制度改革に係る方針」への対応として、事業者の行うバイブライン設置計画等の説明会に国土交通省と経済産業省が協力することとし、国土交通省においては、当該事務の取扱いを平成24年3月23日付け各道路管理者へ周知を行ったことに対応済み。 なお、この取扱いによる運用がなされている実績もない。		
67	ガス	新規	ガス導管事業の用に供する導管の都市計画法に基づく開発許可の不要化	バルブ、整圧器などを設置する建築物(ステーション)の建築において、一般ガス事業の用に供する導管の場合、都市計画法に基づく開発許可申請が免除されているが、ガス導管事業の用に供するガス管が他の一般ガス事業者にガス供給するガス管である場合は、結果的に一般ガス事業の用に供するものとなるにもかかわらず開発許可申請が免除されない。	バルブ、整圧器などを設置する建築物(ステーション)の建築において、ガス導管事業の用に供するガス管が他の一般ガス事業者にガスを供給するガス管である場合も、都市計画法第29条に基づく開発許可申請が免除される「公益上必要な建築物」として一般ガス事業用の設備と同等の取り扱いを行うべきである。	都市計画法	国土交通省					●	都市計画法第29条第1項第3号 都市計画法施行令第21条第14号	開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条の許可を受ける必要があるが、同条第1項第3号に規定する公益上必要な建築物のうち同法施行令第21条各号に該当するものであれば、同法第29条の許可は不要となる。 ガス事業法に規定するガス工作物を設置する施設である建築物については、同法に規定する一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供するもの以外であれば、都市計画法第29条の許可は必要となる。	一般ガス事業等の用に供するガス工作物については、一般的需用者に対するガスの円滑な供給が都市機能に必須不可欠である点で、都市にとって公益上不可欠であることから、開発許可が不要とされており、ガス事業法においても、このような高い公益性が担保されるよう、一般ガス事業等については、事業の許可性、供給義務、事業の譲渡及び休廃止の制限等が規定されている。 一方、ガス導管事業の用に供するガス工作物については、都市にとって一般ガス事業等と同程度に公益上不可欠であるとは言いがた、また、ガス事業法においても、ガス導管事業は、単に届出を行えば足りることとされており、一般ガス事業等と同程度の公益性の担保がなされていないことから、ガス導管事業の用に供するガス工作物について開発許可を不要化することは困難である。			
68	ガス	新規	河川法に基づく河川占用許可	河川管理者から要望される河川横断方法は、①橋梁添架、②単独橋、③横過トンネルの順であり、シールドで通過する場合、橋梁添架、単独橋が設置できない理由を合理的に説明しなければ許可の取得ができない。	①橋梁添架、②単独橋、③横過トンネルというそれぞれの方法について技術基準を明確にして事業者が自ら選択できるようにすべきである。	河川法	国土交通省					●	河川法第24条、第26条	河川の横断方法について、課題として記載している順で許可するといった規制・制度は無い。 また、橋梁や河底横過トンネルの河川横断方法については工作物設置許可基準等が定められており、河川法の許可に当たっては事業者からの申請内容について、これら技術基準により各々の河川管理者が河川管理上の支障等について判断している。現状と課題として挙げられているような事案は、個別の事案と想定されるため、必要があれば個別にご相談いただきたい。				

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		開議決定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針
69	ガス	新規	計画停電における整圧器の出口圧力常時記録義務の一部緩和	ガス整圧器の出口には、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定する必要があり(事業法施行規則21条2項)、整圧器からの漏えい及び圧力が測定できる遠隔監視装置を設置している場合は、それによる監視に置き換えることができる(保安規程15条別表4)とされている。整圧器圧力測定のひとつが遠隔監視装置により実施しており、当該装置の故障や一時的な停電等に対するバックアップとしてバッテリー装置を設置するなど対策を講じているものの、現在国内で検討されている計画停電は、具体的な期間・規模も未確定である。計画停電は、緊急かつ一時的な措置である上、未確定な状況下で想定も立て辛く、回避策を講じるには、時間・費用共に事業者への負担は大きい。計画停電のような緊急措置では、常時記録義務の緩和策を講じるべきである。	計画停電による影響を受ける場合、ガス事業法施行規則第21条2項の整圧器の出口圧力常時記録義務の対象外とすべきである。	熱供給事業法	経済産業省					●	ガス事業法第21条 ガス事業法施行規則第21条第1項第2号	ガスの圧力については、一定の範囲のものが供給されないと危険を生ずることがあり、ガスの使用者の安全が確保できない場合がある。加えて、これらの値等がガスの使用者に判別しがたい事項である。このため、ガスの使用者に対しガスを供給する一般ガス事業者が、直接にその供給するガスの圧力等を測定し、その結果を記録し、これを保存する義務を課すことで、経済産業大臣が保存された記録の内容を通じて確認を行い、ガスの使用者の安全を確保することとしている。上記の考え方により、計画停電時においても、ガスを使用者が存在することが当然に想定されることから、ガスの使用者の安全確保のため、計画停電時においても圧力を測定する必要があるため、ガス事業法施行規則第21条第1項第2号の整圧器の出口圧力常時記録義務の対象外とすることはできない。	左記のとおり、計画停電時にガスを使用者が存在する事を鑑みれば、ガスの使用者の安全確保のため、計画停電時においても圧力を測定する必要があるため、ガス事業法施行規則第21条第1項第2号の整圧器の出口圧力常時記録義務の対象外とすることはできない。		
70	ガス	新規	計画停電における定期保安巡回業務の一部緩和	定期保安巡回に関する法規制であり、漏洩検査・周知・消費機器調査について、40ヶ月に1回以上(特定地下街等、地下室等については14ヶ月に1回以上)の頻度で実施しなければならないとされている。定期保安巡回はガス需要家と日程調整を行い計画的に実施しており、日程変更は困難である。また、現在国内で検討されている計画停電は具体的な期間・規模も未確定であり、実施日・エリアの広報が前日となる場合も考えられる。計画停電エリアの定期保安巡回については、交通状態・作業環境の悪化や、ガス消費機器・給排気設備の稼働不可等により、点検を延期しなければならない。この場合、法定頻度での点検が実施できない可能性がある。	計画停電の影響により、定期保安巡回業務の法定頻度超過が発生した場合、検査義務違反の対象外とすべきである。	電気事業法	経済産業省					●	ガス事業法第28条第1項、第40条の2第1項、第2項 ガス事業法施行規則第106条、第107条、第108条 ガス工作物の技術上の基準を定める省令第51条	漏えい検査については、導管の欠陥又は損傷によってガスが漏えいするのを防止し、一般公衆に及ぶ危険の発生又は拡大を防止し、公共の安全を確保するため、ガス事業者に対し、導管を常に適切な状態に維持するよう、漏えい検査義務が課せられている。消費機器に関する周知及び調査については、ガスの消費先におけるガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業者に対し、ガスの使用上の注意事項をガスの使用者に周知させるとともに、その供給ガスに係る消費機器の排気筒の設置状況等が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査する義務が課せられている。上記のとおり、計画停電時及び計画停電後にガスを使用者が存在する事を鑑みれば、ガスの使用者の安全確保のため、計画停電の有無に関わらず、法定された期間内に漏えい検査、消費機器に関する周知及び調査を行う必要がある。	左記のとおり、計画停電時及び計画停電後にガスを使用者が存在する事を鑑みれば、ガスの使用者の安全確保のため、計画停電の有無に関わらず、法定頻度で漏えい検査、消費機器に関する周知及び調査を行う必要がある。なお、漏えい検査・消費機器調査の頻度については、過去「3年に1回以上」であったところ、不測の事態等を勘案して「40月に1回」とした経緯がある。		
71	水素	新規	第二種製造設備に相当する圧縮水素スタンド基準の整備	再生可能エネルギー等により発電された電力を用いて水電解を行う機能を有する小規模な水素スタンドを公共機関等に設置することで、燃料電池自動車は災害時において発電機として広く活用可能となる。しかしながら、現在進められている水素ステーションに関する規制見直しは大規模ステーションに対応したものであり、少量の水素しか供給しない小規模スタンドに対しては規制が過剰となり、普及の妨げとなると考えられることから、小規模なステーションに限定した新たな基準の整備を検討する必要がある。	小規模な水素スタンド(第二種製造者)に係る技術上の基準を新たに整備すべきである。(新設する基準は、処理量及び充填量が制限される代わりに、圧縮水素スタンドに係る他の規制については緩和する。)また、小規模な水素スタンド(第二種製造者)に係る技術上の基準が整備された場合、建築基準法上の基準等を改正し、小規模な水素スタンドについて市街地にも設置できるようにすべきである。	高圧ガス保安法 建築基準法	経済産業省					●	特定設備検査規則第3条第1項第5号	ご提案の小規模水素スタンドの技術的な仕様やそれに伴うリスク、安全面を考慮して、何が過剰な規制なのか等を明確にしていたかないと回答が困難です。			
							国土交通省					●	建築基準法第2(ぬ)項第一号 建築基準法施行令第130条の9の4第2号 国土交通省告示第359号	高圧ガス保安法に基づく小規模な圧縮水素スタンドは、安全性等の観点から工業地域・工業専用地域以外の立地が規制されているが、小規模な圧縮水素スタンドの技術基準が定められた場合は、それを踏まえて、立地を緩和出来るかの検討を行う必要があるため、現段階では判断できない。	-	-	
72	水素	新規	水電解機能を有する昇圧装置の定義	新たに開発された技術である水電解機能を有する昇圧装置について、高圧ガス保安法における位置付けが明確でないことから海外と比べて高度の安全対策を求められているところ、「圧縮機」または「ポンプ」として位置付けることで安全対策に要する負担が緩和される。	水電解機能を有する昇圧装置を「圧縮機」または「ポンプ」として位置付け、付属する容器について、特定設備検査規則第3条第1項第5号の「ポンプ、圧縮機及び蓄圧機に係る容器」として位置付けるべきである。	高圧ガス保安法	経済産業省					●	特定設備検査規則第3条第1項第5号	ご要望の昇圧装置は、水電解機能により水素を発生させる反応器と考えられることから、圧縮機又はポンプとは異なる機構であり、反応器特有のリスクがあることから、これらの設備として位置づけることはできません。なお、昇圧装置の設計圧力と内容積次第では、特定設備に該当しません。(提案者から昇圧装置の仕様等具体的な説明が必要)	技術的に対応は困難。		

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄										
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		開議決定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期					
73	水素	新規	圧縮水素運送自動車用複合容器への充填時の上限温度の緩和	現行の規制では水素トレーラーに貯蔵する水素については充填容器の温度を40℃以下に保つ必要があるため、充填に長時間(6時間程度)を要するとともに、輸送中も温度を40℃以下に保つ必要があることから高コスト要因となっている。	対象となる複合容器の設計温度は85℃であることが一般的であることから、既に燃料電池自動車で認められている設計温度までの充填を認めることで充填時間の短縮を実現するとともに、輸送中の温度を40℃以下に常に保つことを不要とすべきである。	高圧ガス保安法	経済産業省							●	●			一般高圧ガス保安規則49条第1項第4号	高圧ガス保安法では、充填時の温度制限は行っていませんが、充填後の容器について、安全性を確保するため、貯蔵の基準、移動の基準として、当該容器の安全性を確保するため、常に40℃以下に保つことを定めています。充填終了後には、貯蔵の基準が適用されることから、実質的に充填時の温度が制限されることとなります。高温の容器による高圧ガスの貯蔵・移動は、燃料電池自動車とは異なり、量の多さや、作業面での固有のリスクがあり、その面でのリスク評価が行われていないことから、民間団体等による技術的な安全性の評価・検討を踏まえ、技術基準の見直しの可否について検討を行うこととします。		民間団体等による技術的な安全性の評価・検討を踏まえ、技術基準の見直しの可否を検討。	平成25年度検討開始、安全性を確認し、結論を得次第措置。	
74	水素	新規	市街化調整区域への水素ステーション設置許可基準の設定	給油所の1/3程度が市街化調整区域に設置されていることから、給油所に併設される水素ステーションについても市街化調整区域に設置されるケースが想定されるが、市街化調整区域への水素ステーション設置に際しては都市計画法に基づく開発許可申請が必要となる。都市計画法施行令第29条の7において、開発許可の対象として「給油所等である建築物」が明記されているが、水素ステーションが許可対象となるか不明確な状況となっている。	「給油所等」に水素ステーションが含まれるとの技術的助言または解釈を示すべきである。	都市計画法	国土交通省								●			都市計画法第29条、第34条第9号、都市計画法施行令第29条の7	市街化調整区域において、開発行為を行う場合には、都市計画法第34条各号のいずれかに適合する必要がある。水素ステーションについては、同法第34条第14号により、開発審査会の議を経て市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と開発許可権者が判断した場合は許可することは可能である。	水素ステーションについては、普及途上であり、標準的な規模・構造等が確定していない状況であるため、現段階で、都市計画法施行令第29条の7の「給油所等」に含まれるかどうかを一律に判断することは困難である。			
75	水素	新規	液化水素スタンド基準の整備	圧縮水素スタンドについては、省令・告示等の改正により、省令(高圧ガス保安法)の技術基準に基づく圧縮水素スタンドについては、商業地域などにも設置できるようになるとともに、ガソリンスタンドとの併設が可能となっている。しかし、液化水素を受け入れて貯蔵し、気化させて燃料電池自動車に充填するタイプの液化水素スタンドについては、省令(高圧ガス保安法)に基準がなく、商業地域などへの設置ができず、ガソリンスタンドへの併設もできない。	液化水素スタンドについても、省令(高圧ガス保安法)改正により技術基準を策定する。併せて、国土交通大臣が定める基準を改正し、商業地域などに液化水素スタンドを設置できるようにするとともに、省令(消防法)改正により液化水素スタンドとガソリンスタンドとの併設を可能とすべきである。	消防法 高圧ガス保安法 建築基準法	総務省											消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令第17条第3項第4号 危険物の規制に関する規則第27条の5	給油取扱所の安全性の確保が大前提であり、甚大な被害の発生が想定されるガソリン等危険物火災と水素ガス火災による複合災害を防ぐ必要がある。液化水素スタンドの技術基準が定められてはじめて、このような観点から液化水素スタンドを給油取扱所に併設可能か検討に着手できるため、現段階では判断できない。	液化水素スタンドの技術基準が定められていない。	—	—	
							経済産業省															●	一般高圧ガス保安規則への基準の新設
							国土交通省											●	建築基準法第2(ぬ)項第一号 建築基準法施行令第130条の9の4第2号 国土交通省告示第359号	圧縮水素の製造を行う液化水素スタンドは、安全性等の観点から工業地域・工業専用地域以外の立地が規制されているが、液化水素スタンドの技術基準が定められた場合は、それを踏まえて、立地を緩和出来るかの検討を行う必要があるため、現段階では判断できない。	液化水素スタンドの技術基準が定められていないため、現段階では判断できない。	—	—
76	水素	FU	70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	「70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備」に関しては、現行工程表に基づき今年度中速やかに改正が行われる見込みであるが、プレクーラーに供する冷凍設備(以下、「プレクーラー」という。)以外の高圧ガス設備については、敷地境界や道路との隔離距離が8mであるのに対し、プレクーラーに対しては、他の高圧ガス設備と比較して特に安全上の問題がないにも関わらず、近隣住宅等から10m程度の隔離が求められている。加えて、蓄圧器については、鉄鋼または非鉄金属製のものに限定されている。	プレクーラーに係る保安距離の緩和とともに、複合蓄圧器を水素スタンドに設置できるよう、省令及び例示基準を2013年度中速やかに改正すべきである。	高圧ガス保安法	経済産業省											●	■	プレクーラー 一般高圧ガス保安規則第7条の3 複合容器蓄圧器 特定設備検査規則への基準の新設	プレクーラー及び複合容器蓄圧器については、2012年度に予定されている民間団体等の検討が終了すれば、2013年度以降、その検討結果の技術的な妥当性について評価を行う予定です。評価の結果、安全性が確認できれば省令等の改正を行う方針です。	民間団体等による技術的な安全性の評価・検討を踏まえ、技術基準の見直しの検討を開始。	平成25年度以降、安全性を確認し、結論を得次第措置。

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連 閣議決定	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
77	水素	FU	市街地における水素保有量の増加	市街地に設置される水素スタンドについては、水素の保有量に一定の制限が課せられており、当面は、2010年12月に公表された工程表に基づき、建築審査会による審査を受けた上で2013年度から水素保有量増加の許可事例が積み上がる見込みとなっている。	2015年度から燃料電池自動車が市販開始となる見込みであることから、市街地に設置される水素スタンドに貯蔵される水素については、2014年度までに、NaS電池と同様に保有量の制限を除外すべきである。	建築基準法	国土交通省						建築基準法第2(ぬ)項第二号 建築基準法施行令第130条の9	「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、平成22年12月に公表した工程表(「規制の再点検に係る工程表2015年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始に向けて、実施すべき事項」)について、進捗状況を踏まえた見直しを行うこととしている。	-	2013年度から実施される圧縮水素スタンドの建設に係る個別許可事例の蓄積を踏まえ、規制の合理化等について検証を行い、結論を得る。	平成25年度以降
78	水素	FU	使用可能鋼材に係る性能基準の整備	使用可能鋼材の拡大については、2010年12月に公表された工程表に基づき、個々の鋼材について順次例示基準に追加をしているが、海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼などの鋼材であっても、省令に定められた基準に合致しないため、全て大臣特認を取得しなければならない。	海外で使用実績のある鋼材を我が国においても使用できるよう、2014年度中速やかに特認基準を定めるべきである。	高圧ガス保安法	経済産業省						一般高圧ガス保安規則関係の例示基準	現在、ご指摘の工程表に基づいて、民間団体等が高圧ガス保安協会の参画を得つつ、材料等の専門家による検討会を開催し、水素スタンドにおいて安全に使用可能な材料の評価を行っています。本省としては、この検討会で安全性が確認された材料について、例示基準の改正を行う方針です。		民間団体等による技術的な安全性の評価・検討を踏まえ、安全性が確認できれば例示基準の見直しを実施。	平成25年度以降、安全性を確認し、結論を得次第措置。
79	熱供給	新規	熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和	熱供給事業者は熱を供給するにあたり、需要家の平等性を確保する義務がある(熱供給事業法第14条2項四号に「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」とある)。この規定があるため、災害時において、電力の供給制限などにより熱供給事業者の熱供給能力が低下する事態が発生した場合に、災害活動・支援活動拠点や市民生活機能を維持するための施設への熱供給を優先することができない。	災害時において、災害活動・支援活動拠点や市民生活機能を維持するための施設など、一部の需要家へ優先的に熱の供給が行えるように規制を緩和すべきである。	熱供給事業法	経済産業省						熱供給事業法第14条	〇一般的に一部の需要家に対し、優先的に供給を実施することは、需要者利益の保護の見地から不適當。 〇ただし、現行制度においても、供給規程に「天災その他の不可抗力により供給できない場合などにおいては、供給の制限若しくは中止をし、又は使用の制限若しくは中止をする」ことを規定することが許容されていることから、災害等の場合においては一部の需要家に対しては熱の供給を停止する一方、一部の需要家に対しては引き続き熱を供給することは可能であり、仮にこのような行為を行ったとしても「不当な差別的取扱い」にはあたらないため、対応は可能。	現行制度で対応可能	現行制度で対応可能	現行制度で対応可能
80	熱供給	新規	太陽熱利用給湯システム設置時の水道直結に係る規制の見直し	水道法は、水道の敷設及び管理を適正かつ合理的に行う等の目的から、省令で水道により水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質を定めており、水道に直結する器具は給水装置認証の取得が求められる。こうした中、給湯システムの更なる省エネ化・効率化を目指して、太陽熱利用ガス温水システム(太陽熱給湯システムから供給されるお湯に水量の不足に応じて水道水を加え、その温水を必要に応じてガスで加熱)が提供されているが、水道事業者(市町村等)によっては技術的に不要と考えられる機器の追加を求めるケースがある。	再生可能エネルギーの有効利用を実現し省エネに資する、太陽熱利用ガス温水システムの普及に向け、太陽熱給湯システムからの湯の配管と水量の安定のため逆止弁、さらに必要に応じ減圧弁をつけて水道から並行配管した水を合流させてガス給湯機に接続する場合、システム一式として水道直結できる等の基準を明確化し、地方公共団体に周知すべきである。	水道法	厚生労働省						水道法16条 水道法施行令第5条第2項 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令	給水装置の省令には、必要最低限の性能基準と給水システム全体として満たすべき判断基準が定められています。今般、提案のあった太陽熱利用給湯システムは、省令では想定していない新しいシステムです。太陽熱利用給湯システムの使用については、現在、現行基準にもとづき水道事業者で判断を行っているが、太陽熱利用給湯システムが給水装置として使用される場合に備えるべき逆流防止の性能について検討する中で新たな基準の設定の必要性についても検討することとします。		太陽熱利用給湯システムが給水装置として使用される場合に備えるべき逆流防止の性能について検討する中で新たな基準の設定の必要性についても検討することとします。	平成24年度より検討開始
81	熱供給	新規	計画停電における熱供給事業者の供給支障事故報告義務の緩和	計画停電による供給停止・供給条件逸脱でも事故報告の対象となっている。しかし、計画停電は、事前に実施時期・実施エリアが提示されているので、計画停電による供給停止は計画的な保守点検のための供給停止と同様である。	計画停電による熱供給停止については、事故報告の対象外とすべきである。	熱供給事業法	経済産業省						熱供給事業法第27条 熱供給事業法施行規則第33条	熱供給事業は、日常生活及び事業活動上欠くことのできない冷暖房サービスを導管を通じて提供する公共性の高い事業であり、熱供給を受ける者の利益を保護するため、熱供給事業者には、正当な理由が無い限り供給を継続する義務が課されている。そのため、供給に支障を及ぼした事故であって、供給を停止され、又は供給を緊急に制限された熱供給を受ける者の数が百以上又は当該供給区域内の需要家の十分の一以上であり、かつその時間が一時間以上の場合については、熱供給事業者は経済産業大臣に対して報告をする義務が課されている。他方で、計画停電による供給停止・供給条件逸脱について予め合意がなされている場合等においては、供給を緊急に制限された場合に該当しないものとして、事故報告の対象としない場合がある。個別に経済産業省にご相談いただきたい。	左記の考え方において、正当な理由とは、天災地変による供給不能の場合、正常な企業努力にもかかわらず供給の能力が不足する場合等であるため、計画停電は事前に実施時期・実施エリアが提示されることから、正当な理由に該当せず、供給を継続する義務を免れるものではない。一方で、計画停電による供給停止・供給条件逸脱について予め合意がなされている場合等においては、供給を緊急に制限された場合に該当しないものとして、事故報告の対象としない場合がある。個別に経済産業省にご相談いただきたい。		

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連 開議決定	所管省庁回答欄						
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期		
82	省エネ	新規	ネガワット取引制度の共通ルール化	電力会社等(依頼元)からの需要抑制依頼を受け、需要家の節電を束ねて提供するサービス(ネガワットアグリゲーションサービス)は、需給ひっ迫時のピークカットに資する新しい取組である。他方、一般電気事業者による需要抑制依頼の方法やベースライン(ネガワットしなかった場合の需要曲線)の算出方法の統一化、一般電気事業者側の取引主体を系統運用部門とするか、新電力の需要家もネガワット契約を可能にするかなど本格普及に向けた検討すべき課題も多い。	電力需要のピーク期におけるネガワットアグリゲーションサービスを促進する観点から、諸外国の事例等を参考にしつつ、一般電気事業者による需要抑制依頼の方法やベースライン(ネガワットしなかった場合の需要曲線)の算出方法の統一化、一般電気事業者側の取引主体を系統運用部門とするか、新電力の需要家もネガワット契約を可能にするかなどを検討し、共通ルール整備(ガイドライン化)を行うべきである。	電気事業法	経済産業省												
83	省エネ	FU	環境負荷低減設備における容積率制限緩和に関する包括同意基準整備の設定	「環境負荷の低減等の観点からその設置を促進する必要性の高い設備について特定行政庁の許可により容積率制限の特例を認めることができること(建築基準法第52条第14項第1号)」とされている。これに関連して、平成23年3月25日付け「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)」により、容積率制限緩和の許可基準について、あらかじめ建築審査会の包括的な了承を得ることにより、許可に係る事前明示性を高め、併せて、許可手続きの円滑化、迅速化に努めることが望ましいとし、各特定行政庁に対し、包括同意基準の整備を促した。しかし、容積緩和の取扱詳細や基準等を定めた各行政庁の要綱が未整備のケースもあり、包括的同意基準まで運用を開始している特定行政庁は限定的な状況にある。	ヒートポンプ等を設置する環境負荷低減設備における容積率制限緩和の許可基準について、許可手続きの円滑化、迅速化を図るため、各特定行政庁に対し許可基準に関する要綱整備や包括的同意基準の設定を改めて促すべきである。	建築基準法	国土交通省					●	■	建築基準法第52条第14項第1号「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)」(平成23年3月25日付)	平成23年3月25日付「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)」により、「容積率制限緩和の許可基準について、あらかじめ建築審査会の包括的な了承を得ることにより、許可に係る事前明示性を高め、併せて、許可手続きの円滑化、迅速化に努めることが望ましい」旨通知しているところ。		建築基準法第52条第14項第1号の包括同意基準の策定等については、平成23年3月25日付「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)」により通知しているところであるが、今後、会議等においてさらに周知を図る。		平成25年度措置
84	省エネ	FU	特定電気事業および特定供給の用に供する施設の容積率制限の特例の制定	特定電気事業等は非常に大掛かりな発電設備施設を必要とし、この施設を設置するために大規模な建築空間を必要とする。これまで、都市部における大規模な都市施設の普及のインセンティブとして機能してきた建築基準法第52条第14項第1号の規定による容積率制限の特例は、地域の熱分野での都市施設である「地域冷暖房施設」の普及促進に寄与するなど都市施設の民間推進の原動力となってきた。電気事業に係る許可準則は「電気事業の用に供する開閉所及び変電所」とされており、従来の大規模集中型電気事業を前提とした規定となっている。	建築基準法第52条第14項第1号の規定による容積率制限の特例の許可準則の見直しを行い、特定電気事業および特定供給の用に供する諸施設(コージェネレーション、変電設備等)についても特例の項目として認めるべきである。	建築基準法	国土交通省					●	■	建築基準法第52条第14項第1号「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)」(平成23年3月25日付)	建築基準法第52条第14項第1号は、著しく大きな機械室等を有する建築物について、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合に容積率を緩和するものであり、許可準則において、対象施設等を例示するとともに、例示施設以外であっても、「省資源、省エネルギー、防災等の観点から必要なものであって、公共施設に対する負荷の増大のないものについては、積極的に対応するものとする」とを通知しているところ。		コージェネレーション設備については、建築基準法第52条第14項第1号の許可準則に対象施設として例示しているところであるが、特定電気事業や特定供給の用に供する諸施設についても、具体的な内容を示して頂いた上で、許可準則への追加について検討することは可能である。		
85	省エネ	新規	環境負荷低減に資する庇等を設けた建築物の後退距離算定の緩和措置	窓等の開口部への庇等の設置により、その庇等の突出部分から前面道路の境界線までの水平距離が1メートル未満となる場合、後退距離の算定部分が建築物の外壁面から、庇等の突出している部分に変わり、建てられる建築物の高さが低くなるため、設置の敬遠要因になっている。省エネ対策の一層強化が求められている住宅分野において、窓等の開口部に庇等を設けることにより遮熱性能を向上させることは、空調等の環境負荷低減に有効である。特に都市の狭小地における住宅省エネ対策を目的として、環境負荷低減に資する庇等を設けた建築物の後退距離の算定について緩和することは、省エネ対策の実施を促し、低炭素社会の実現に資する。	庇等の設置により、その庇等の突出部分から前面道路の境界線までの水平距離が1メートル未満となる場合、建てられる建築物の高さが低くなる現在の建築基準法の取扱いについて、住宅分野の省エネルギー対策推進の観点から緩和措置を講じるべきである。	建築基準法	国土交通省					●		建築基準法第56条第1項第1号、第2項「建築基準法施行令第130条の12第2号	建築基準法に基づく道路高さ制限は、道路、建築物の日照、採光、通風等の環境を確保することを目的としており、環境負荷低減とは規制の趣旨が異なるためこれを理由に緩和することは出来ない。また、建築物を道路から後退させる場合は、建築物と道路の間に空地を設けることにより採光、通風等の市街地環境への影響が低減することから道路高さ制限が緩和されているが、高さが低く小規模で、道路から1m以上後退したポーチ等市街地環境への影響が少ない部分については、建築物の部分に含めないこととしている。	高さが低く小規模で、道路から1m以上後退したポーチ等の部分については、前面道路における採光、通風等を確保するとともに、歩行者等に対する圧迫感を与えないものとして、後退距離の算定の特例対象としているが、庇は、通常上層階も含めた各階に設けられるものであり、また、道路に近接し、市街地環境に影響を与えるおそれのあるものについて、特例対象とすることは適当ではない。			
86	省エネ	新規	改正省エネ法における地縁の一体性を持った複数事業所の取り扱いの適用範囲拡大	現状、テナントビルにおける、エネルギー管理の在り方について、地縁の一体性の考え方が業務部門には適用されていない。地縁の一体性を持った複数事業者の取扱いの考え方は、その報告対象となっているエネルギー管理に関する事項を、エネルギー利用の実態に近づけることを意図したものであり、産業部門だけでなく業務部門にも適用可能である。例えば、完全親子会社間であつ親会社がエネルギー管理者である場合には、エネルギー管理の範囲について、全体もしくは一部をひとつの法人に集約して義務と責任を負うことができるものとする。	複数の事業者が入居しているオフィスビル(いわゆるテナントビル)等における定期報告をはじめとするエネルギー管理の在り方について、地縁の一体性の考え方を業務部門にも適用すべきである。	エネルギーの合理的利用に関する法律	経済産業省					●	●	平成24年11月30日付「日本再生加速プログラム」にて開議決定済み【事項名】改正省エネ法における地縁の一体性を持った複数事業所の取り扱いの適用範囲の拡大【規制改革の概要】複数の事業者が入居しているオフィスビル(いわゆるテナントビル)等における定期報告をはじめとするエネルギー管理の在り方について、地縁の一体性の考え方の業務部門への適用の可否を検討し、結論を得る。【実施時期】平成25年上期結論、結論を得次第措置					

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		開議決定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針
87	省エネ	新規	オープンループ方式による地中熱利用ヒートポンプの普及拡大	環境省は、平成24年3月30日に「地中熱利用にあたってのガイドライン」を公表した。揚水した地下水と熱をやり取りし、地下水を地中に戻すまたは地上で放流するオープンループ方式は、熱効率が低い反面、地域、揚水量、深度等によって規制対象となり、これがオープンループ方式での地中熱利用ヒートポンプの普及の妨げとなっている。地下水を揚水しないクローズドループ方式は設置件数の多くを占めるが、地中に熱交換井を形成するため、その掘削費用の大きさから、一般及び中小企業への導入が難しい。	「地中熱利用にあたってのガイドライン」記載の導入・利用に関する配慮事項やモニタリング方法に準拠すれば、地盤沈下や地下水枯渇等のリスクは低いことから、オープンループ方式による地中熱利用ヒートポンプに係る実証試験を拡大するとともに、地下水・地盤環境への環境分析を踏まえ、地下水揚水、利用後の地下水の放流等に関する規制を緩和すべきである。	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	環境省	●					建築物用地下水の採取の規制に関する法律(通称「ビル用水法」)第一条	本ガイドラインに準拠すれば地盤沈下や地下水枯渇のリスクは低くなるわけではなく、また地盤沈下は一度発生すると回復困難であり、対応は困難である。	○ビル用水法では、地盤沈下の防止の観点から地下水の揚水を規制しているところであり、地盤沈下は一度発生すると回復困難であり、地盤沈下の防止は確実にやっていく必要がある。 ○ビル用水法による規制対象とならない場合も含めて、現状では、地中熱の利用による地下水・地盤環境への影響については未解明の部分もあることから、地下水・地盤環境の持続可能な利用を行うことを目的に、設置者に最小限のモニタリングを実施すべきことを求めた「地中熱利用にあたってのガイドライン」を昨年度末に策定した。 ○しかしながら、現時点では、本ガイドラインに準拠した導入事例は把握しておらず、今後の導入事例及びモニタリングデータの蓄積によって、地下水・地盤環境への影響の定量的なリスク評価を行っていくことを検討しているところであるため、本ガイドラインに準拠すれば地盤沈下や地下水枯渇のリスクが低くなることを保証するものではない。 ○とりわけ、要望にあるオープンループ方式については、複数の利用形態の中でも最も地下水・地盤環境への影響が懸念されることから、規制緩和は困難である。 ○なお、現状においても、ビル用水法に定める限られた規制対象地域以外において地中熱利用ヒートポンプを設置することは可能であり、規制対象地域であってもクローズドループ方式であれば設置が可能であり、地中熱利用ヒートポンプの普及拡大は十分に可能である。		
88	省エネ	新規	地中熱エネルギー利用促進のための各エリアの導入評価およびガイドラインの周知	太陽光、風力、水力と異なり地中熱ヒートポンプは、確立された技術でありながら日本ではまだ浸透・普及していない。アメリカ、中国、スウェーデン等海外では日本と比較して地中熱利用ヒートポンプの導入が進んでいる。日本では、地中熱利用ヒートポンプは他の再生可能エネルギーと比べ未成熟な市場と考えられ、今後の市場拡大が期待できる。	地中熱エネルギーの利用促進の観点から、国内の地中熱エネルギーの導入適否を評価に資する情報を作成(地下水位、地下水水質、地下水利用規制等)するとともに、その内容を盛り込んだ「地中熱利用にあたってのガイドライン」を広く周知すべきである。	地中熱利用にあたってのガイドライン	環境省	●					該当根拠法令なし	情報の作成、整備及び周知にあたり、何ら阻害している規制・制度は存在せず、また何らかの制度化がないとできないというものでもない。したがって、規制・制度改革の一環とは考えられず、規制・制度改革委員会の検討項目から削除していただきたい。	○規制・制度改革は「民でできるものは民に」という基本姿勢のもと、民間の活力により市場において自律的、自発的に解決策が提供されていくことを基本とし、これを阻害する規制・制度があれば、直ちに改革することが目的と理解している。また制度改革と言えるためには、現行で何らかの制度が存在し、それを変更すること、又は新たな制度を創設することが必要であると考えられる。 ○本事項で示されている「情報の作成、整備及び周知」にあたっては、現行で何ら阻害している規制・制度は存在せず、また何らかの制度がないとできないというものでもない。また制度改革と言える要素が含まれないため、規制・制度改革の一環とも考えられない。このため、規制・制度改革委員会の場で検討を行う事項としては不適切であるとする。 ○なお、地中熱利用ヒートポンプの普及促進の重要性については当省としても理解し施策を講じているところであるが、本事項で示されている「情報の作成、整備及び周知」については、民間活力により、自律的・自発的に解決策を提供することが十分に可能である。		



No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	開議決定		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
89	省エネ	新規	ヒートアイランド対策推進のための規制法令の整備と製品等に関する性能評価基準の制定	ヒートアイランド対策推進会議において、現在のヒートアイランド対策大綱の改定が進められている。 ヒートアイランド対策大綱では、複数の具体的施策を定められており、既に当該施策実現のために有効な製品、工法、システム等が複数存在している。例えば、屋上の緑化に用いる植栽と同様の効果を有する「保水セラミックス」などがその一例である。しかしながら、現状、ヒートアイランド対策に資する製品、工法、システム等の性能を適切に評価する仕組みが必ずしも整備されているとは言えない。	ヒートアイランド対策を推進するための規制法令を整備するとともに、当該対策に資する製品、工法、システム等の性能を適切に評価・公表するための基準を告示等で定めるべきである。	ヒートアイランド対策大綱	国土交通省	●					ヒートアイランド対策大綱(平成16年3月)	現在、建築に起因するヒートアイランド対策については、CASBEE-HIにおいて、風の通り道の確保や日陰の形成等と併せて建築外装材料等の熱的影響も評価している。そのなかで屋根面については緑被率や保水性対策面積率等を評価対象としているが、御指摘のヒートアイランド対策に資する各種技術の性能を評価する方法は現時点では確立しておらず、今後の検討課題と認識している。	例えば、保水性材料では、材料中の水の量などにより蒸発冷却効果に変化するなど、ヒートアイランド対策の観点から性能を適切に評価する方法が確立していない。			
							環境省	●					「ヒートアイランド対策大綱」(平成16年3月)	ヒートアイランドの対策を強化するための新たな法制度等の規制強化は対応が困難。一方、ヒートアイランド対策に資する環境技術について、環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業を行っており、引き続き一層の推進を図って参りたい。	ヒートアイランド現象は観測されているが、現象について定量的な定義ができず、また、ヒートアイランド対策となる各施策とヒートアイランド現象との定量的な因果関係が解明されていない。このため、ヒートアイランド対策を推進するための新たな規制法令は極めて困難である。よって、当面はヒートアイランド現象の監視に努めながら、調査研究により得られた知見等を踏まえ対策を推進していくこととしたい。 一方で、ヒートアイランド対策に係る個別具体の技術(建築物外皮による空調負荷低減等技術、地中熱等を利用したヒートポンプ空調システム)については、その効果等を第三者が客観的に実証し、利用者による環境技術導入の適正な選択を可能にすることにより、当該技術の普及を図る環境技術実証事業を環境省が実施しており、こうした取組を一層推進していくべきものと認識している。	環境技術実証事業については現行でも対応可能。		
90	CO2	新規	地球温暖化対策推進法上のCO2排出係数の見直し①(削減量の評価方法)	企業等の温室効果ガスの排出量を把握するため、地球温暖化対策推進法温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度が創設されているが、「排出量」についての記載は明確であるものの、「省エネ法(エネルギーの使用合理化に関する法律)のような「削減量」についての算定方法が明確に規定されていない。事業者が実施する対策の削減効果については温対法上、前年度と当年度の排出量の差分で評価されるが、この方法では、企業等が行った削減努力は全ての電源の抑制に反映されることから、CO2削減効果を低く見積もってしまう可能性がある。	震災を経て大きくエネルギーを取り巻く環境が変化していることに鑑み、地球温暖化対策推進法上のCO2排出係数の在り方を再整理すべきである。	地球温暖化対策の推進に関する法律	経済産業省 環境省	●					地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2	地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という)に基づく排出量算定・報告・公表制度(以下、「算定制度」)については、事業活動に伴って発生する当該年度の温室効果ガス排出量を事業者が算定し、報告する制度である。	算定制度において、温対法様式2を用いて、排出量削減に関する取組の概要や削減効果等について事業者が任意に提出することが可能となっており、既に対応済みと考える。 なお、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver3.3)」(平成24年3月環境省・経済産業省)においては、温対法様式第2の記載例として、東日本大震災の影響により、事業者による削減努力が十分見えなくなることや、電気事業者から供給を受けた電気の使用に伴い発生する排出量については、震災の影響を受けていない係数を用いて算定することも可能としている。			
91	CO2	新規	地球温暖化対策推進法上のCO2排出係数の見直し②(グリーン料金メニュー等への対応)	温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度により、電気の利用者は、電気の使用に係るCO2排出量の算定について電気事業者ごとに1つの排出係数(各電気事業者による調達電源の全電源平均排出係数)を用いることになっている。当該制度下においては、自ら使用する電気に関する電源やCO2排出係数を選択したいという需要家ニーズに対応した料金メニューの提示ができない。	電気の使用を通じてCO2削減に貢献したいとの需要家ニーズに対応するため、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、①電気事業者が、全電源平均排出係数に加え、料金メニューに応じたCO2排出係数の算定・報告することを認めるとともに、②需要家が料金メニューに応じたCO2排出係数を使用し自らの排出量を算定・報告できるようにすべきである。	地球温暖化対策の推進に関する法律	経済産業省 環境省			●			地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項	電気事業者の排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、各電気事業者が供給した電気と、発電に伴うCO2排出量から算出し、公表している。現行制度においては、電気事業者の排出係数は、省令に基づき、「電気事業者ごと」に設定されることとなっている。	料金メニューによって電力のCO2排出係数に差が生じた場合、温対法においても、それぞれのメニュー毎の電力のCO2排出係数の設定が可能となるよう、必要な対応を検討する。 なお、現行制度上でもグリーン電源等電源を特定した新電力を設立することによって、需要家のニーズに応じた電力を供給することは可能となっている。 他方、需要家によって排出係数の異なる電気を供給することは、例えば、大口需要家に計算上で排出係数の低い電力を供給したことにして他の需要家に供給する電力の排出係数を悪化させるといった問題も生じうるため、公平性の担保が重要である。	料金メニューによって電力のCO2排出係数に差が生じることが具体的に想定された段階で対応を検討。		

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連 閣議決定	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
92	CO2	新規	再生可能エネルギーの全量買取制度におけるCO2排出係数の取扱	買取制度小委員会「再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について」(平成22年12月)において、再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う環境価値の帰属及び配分方法については、全ての電気事業者の排出係数を何らかの形で調整し、その結果として、負担に応じて全需要家に環境価値が分配・調整されるといふ扱いとすることが適当であるとされた。しかし、実態としては、電力自由化の競争において、新電力は一般電気事業者より高く調達する場合も多く、環境価値の扱いには配慮が必要である。	再生可能エネルギーの利用促進を進めるため、全量買取制度におけるCO2排出係数の取扱を速やかに定めるべきである。また、環境価値の扱いについては、電力事業者が回避可能原価よりも高い価格で調達した場合などについては、単なる配分方式ではなく、当該環境価値(CO2=0)を調達事業者に一定程度帰属させる措置を講じるべきである。	地球温暖化対策の推進に関する法律	経済産業省 環境省				●	<p>特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項</p> <p>温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する省令第20条の2</p> <p>電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について(平成24年3月30日付け経済産業省産業技術環境局長・資源エネルギー庁長官・環境省地球環境局長通達)</p>	<p>電気事業者の排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という)に基づき、各電気事業者が供給した電気と、発電に伴うCO2排出量から算出し、公表している。</p> <p>平成24年2月に開催された「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」において、全量買取制度における環境価値の取扱については、実際に温対法に基づく算定・報告・公表を行うこととなる平成25年度の運用開始に向け、同制度の動向も見ながら、次回検討会において取り扱うこととしている。</p>		<p>全量買取制度における環境価値の取扱については、「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」において、同制度の動向も見ながら、検討を行う予定。</p>	<p>平成24年度中に対応を検討し、必要に応じて措置。</p>	
93	土壌汚染	新規	土壌汚染対策法に基づく有害物質基準値の見直し	土壌汚染対策法の改正により、自然由来の重金属に対する土壌処理方法が定められた。この処理方法を定める重金属の基準値(濃度)は、そもそも自然界に存在している可能性がある重金属の基準値に近く、事業者が土砂処分に要する費用が増大している。	自然界に存在している可能性のある重金属の基準値(濃度)において、人体に影響を与える可能性の有無を調査し、重金属の基準値の見直しを行うべきである。	土壌汚染対策法	環境省				●	<p>土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項</p> <p>土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(環水大土発第110706001号、平成23年7月8日、環境省水・大気環境局長)記の第1</p>	<p>汚染土壌の搬出及び運搬並びに処理に関する規制並びにかかる規制を及ぼす上で、健康被害の防止の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌をそれ以外の汚染された土壌と区別する理由がない。</p>	<p>土壌溶出量基準等の値は、健康被害を防止する観点から定められており、自然由来の土壌汚染についてのみ基準値を見直すことはできない。</p>			
94	土壌汚染	FU	公道部分の形質変更届に係る添付書類の簡素化	土壌汚染対策法施行規則第23条において土地の形質変更届出に係る添付書類として、下記を規定している。 ①土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面 ②当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書(当該土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合) 届出の際、②について、所有者等の同意書とあわせて、所有者であることを証する書類として公図、登記事項証明書等を求められるケースがある。 ガスパイプライン工事については公道部分を占用して敷設することも多いが、公道部分についても公図や登記事項証明書等の書類を求められることがある。	公道の形質変更届出においては、道路管理者である国、県、市町村が有する情報について提出を省略することにより、添付書類を簡素化すべきである。	土壌汚染対策法	環境省				●	<p>平成24年11月30日付「日本再生加速プログラム」にて閣議決定済み</p> <p>【事項名】 公道部分の形質変更届に係る添付書類の簡素化</p> <p>【規制改革の概要】 土壌汚染対策法第4条第1項の公道に係る届出について、当該土地の所有者を証する必要がある場合、登記事項証明書及び公図の写し以外の書類で代替できるか否かについて検討し、結論を得る。</p> <p>【実施時期】 平成25年度措置</p>					
95	土壌汚染	FU	形質変更届出に係る着工可能期間の早期化	土地の形質変更届出は着工の30日前までに提出することとなっているため、道路占用許可を受けてから30日間は着工できず、事実上プロジェクトのスケジュールを決定付けている重要な工程となっている。	道路上義務占用の対象となるガス導管等の形質変更届出に関しては、添付書類を「道路占用許可申請の写し等」とすることで、道路占用許可申請の段階で形質変更届出を行うことを可能とすべきである。	土壌汚染対策法	環境省				●	<p>土壌汚染対策法第4条第1項</p> <p>土壌汚染対策法施行規則第23条第2項第2号</p>	<p>法第4条第1項に基づく土地の形質の変更の届出を行う際、当該土地の所有者等の同意書が必要となる場合がある。</p>	<p>法第4条第1項に基づく土地の形質の変更の届出を行う際、当該土地の所有者等の同意書が必要となる場合がある。</p>			
96	土壌汚染	新規	土地形質変更の届出の緩和	「土地の形質変更(掘削)に係る部分の深さが50cm未満」である工事は、3,000㎡以上の土地形質変更であっても届出対象外であるが、敷地内のごく一部でも深さ50cm以上の掘削があると届出対象となる。極端な例では、木を1本抜いただけでも、50cmより深いところにある根を抜いたことで形質変更とされるため、届出を行わなければならない。	届出の条件を「工事面積3,000㎡以上で、かつ深さ50cm以上の掘削を行う面積が〇〇㎡以上」と改めるなど、抜根や配管配線などに伴ってごく狭い範囲で50cm以上の掘削を行う場合は土地の形質変更の届出の対象外とすべきである。	土壌汚染対策法	環境省				●	<p>土壌汚染対策法施行規則第25条</p> <p>土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(環水大土発第110706001号、平成23年7月8日、環境省水・大気環境局長)記の第3の2(2)①</p>	<p>規則第25条は、当該届出の対象となる土地の形質の変更の例外として規定したもの。</p>	<p>法第4条第1項の届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、掘削と盛土の別を問わない。ただし、法第4条第2項の趣旨が、汚染されている土地において土地の形質の変更が行われれば、その土地の汚染が拡散するリスクを伴うことから、調査を行わせているところ、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合には、当該土地から汚染が拡散することはないため、当該届出を不要としている。 深さ50cm以上の掘削を伴い、当該掘削と盛土の範囲が3,000㎡を超える場合は、大規模な土地の形質の変更であり、汚染の拡散を生じるおそれがあることから、当該届出の対象外とすることはできない。</p>			

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連	所管省庁回答欄							
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	開議決定		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期			
97	土壌汚染	新規	土壌汚染対策法に基づく届出対象の見直し	土壌汚染対策法は一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更をしようとする者に届出を義務付けている。幹線建設工事では公道部分の開削工事も含めた工事全体を一つのプロジェクト(対象)とみなされるため、個々の工事(トンネル工事、ステーション工事)は3,000㎡未満であっても、全て届出が必要となる。土地の形質の変更の届出については、より早期のパイプライン敷設を可能とすべく、個々の工事それぞれの面積が3,000㎡以上かどうかで判断すべきである。	公道(道路等)における開削工事は土壌汚染対策法の適用対象外とするとともに、個々の工事(トンネル工事、ステーション工事)はそれぞれの面積が3,000㎡以上かどうかで判断すべきである。	土壌汚染対策法	環境省						●	●			土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(環水大土発第110706001号、平成23年7月8日、環境省水・大気環境局長)記の第3の2(1)及び(2)①	同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壌汚染状況調査の機会を広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断するもの。	土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散リスクを伴うものである。一方、平成15年に施行された土壌汚染対策法においては、土地の形質の変更の届出は、指定区域内の土地に限られており、指定区域外における土地の形質の変更については、何らの規制が及ぼされていなかった。このため、平成21年の法改正において、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届出させるとともに、都道府県知事は、当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることとしたところである。したがって、同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、幹線建設工事も含め、土壌汚染状況調査の機会を広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断する必要がある。なお、トンネルの開削の場合には、開口部を平面図に投影した部分の面積をもって判断することとしている。		
98	防災	新規	非常災害時における特例措置とその発動要件の整理・確定	東日本大震災においては、発災直後よりさまざまな規制緩和が個別に検討され、実施されたところであるが、その実施までに時間のかかった項目も多い。なお、災害対策基本法第105条においては、災害緊急事態の布告が規定されているが、今回の東日本大震災に際しこれが布告されることはなかった。それぞれの規制緩和についてその度に検討するのではなく、非常時における規制緩和事項についてあらかじめセットしておく、何らかの宣言に連動して自動的に規制緩和が実施される仕組みを用意しておくべきである。今般の震災に関連した各省庁の規制緩和等の状況は、規制・制度改革担当事務局が取りまとめ、ホームページに公表しているところであり、これを参考に、災害時に必要な規制緩和について、災害の種類等の分別も視野に入れつつ、整理すべきである。	特に、道路・電気・ガス・通信等のインフラにおける規制緩和については、関係事業者からのヒアリング等を行った上で、早急に制度化すべきである。なお、条例による規制の緩和も連動して発動できるよう、地方公共団体における同様の制度の策定を働きかけるべきである。	災害対策基本法	内閣府											非常時における規制緩和については、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の災害対策法制の見直しとあわせて、検討する必要がある。	災害対策法制の見直しとあわせ、災害の種類、規模等に応じ必要となる規制緩和の項目や発動条件について、各府省庁、規制制度改革事務局等とともに検討を行う。	左記検討の進捗も踏まえて、次期通常国会以降。	
99	防災	FU	緊急通行車両への優先給油に係るルールの策定	災害対策基本法では、緊急通行車両確認を受けることにより、通行を禁止または制限された道路の通行が可能となっている。東日本大震災では、これに加え、重点サービスステーションでの給油を優先的に受けられた事例がある。	今後の大規模かつ広範囲にわたる災害時に備え、地方公共団体(災害対策本部)を含め、「緊急通行車両」への優先給油に係るルールを策定すべきである。	災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律	経済産業省										石油の備蓄の確保等に関する法律 第27条第1項第5号、第32条第1項 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則 第33条第2項 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件(告示)	東日本大震災における重点サービスステーションの事例等を踏まえ、必要に応じて経済産業省から行う緊急通行車両への優先給油の要請に可能な範囲で協力する、地域で中核的な拠点となるサービスステーション(中核SS)を整備する。ただし、緊急通行車両を定めるのは、災害対策基本法に基づき都道府県公安委員会等であることから、当省で定めることは困難。	改正備蓄法において、一定要件に該当するSS(中核SS)を災害時における給油の拠点とするため、当該SSを有する石油販売業者に対し、当該SSの給油設備の規模についての届出義務を追加。また、石油販売業者に対して、災害時においても必要な措置をとるべきことを勧告できることとした。中核SSについては、全国で整備することとし、それに係る予算措置も既に講じているところ。本件については、既に自治体とも意見交換・情報共有をしながら進めている。	改正備蓄法施行：平成24年11月1日 中核SS全国整備目標：平成24年度末	

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU 関連	所管省庁回答欄						
								委員 提案	WG ヒア	国民 の声	事務局 ヒア		開 議 決 定	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な 際の時期	
100	防災	新規	非常災害時におけるカーフェリー等による危険物(タンクローリー)の輸送	現在、危険物の海上輸送に関し、ガソリン、LPGについては、旅客船(カーフェリー等)への積載が原則禁止されている。 ただし、所管の地方運輸局長の特別許可があれば、ガソリン800リットルまで、LPG300kgまでは特例として輸送が認められる。 一方で、東日本大震災では、停電復旧の応援のため、非常用発電機およびその燃料を積載したタンクローリーが被災地に向けて出動したが、フェリーによる海上輸送において、燃料を積載したタンクローリーを乗せられず、被災地への到着に時間を要したため、被災地への迅速な復旧支援が妨げられた。	非常災害時には、迅速な被災地へのライフライン復旧支援のため、危険物取扱者同乗による監視等を条件にガソリン及びLPGを所管の地方運輸局長の許可なく旅客船により輸送できる特例措置を認めるべきである。	危険物船舶輸送及び貯蔵規則	国土交通省					●		危険物船舶運送及び貯蔵規則	〇 ガソリン、LPGの海上輸送においては、引火性ガスの漏洩による火災の危険性に応じた適切な安全措置を講じることが必要であり、原則として、一定の人数を超える旅客と同時に輸送することは禁止している。ただし、旅客船であっても、搭載する旅客数を制限する、タンクからの引火性ガスの漏洩を早期に見つける、積載場所周辺の発火源を排除する等の安全措置を講じた場合には、ガソリンやLPGを輸送することが可能であり、これら安全措置を確認するために地方運輸局長の許可を必要としているものである。 〇 しかしながら、東日本大震災の際には、ガソリン・LPGの緊急海上輸送に対応するため、最低限の安全対策(①旅客定員の制限、②沿海区域を超えない、③必要な防火等の措置を講ずる)を確保していることが確認出来れば、地方運輸局長の許可手続は省略できることとし、地方運輸局等を通じて個別に対応を行ったところであり、今後の非常災害時にも同様に特例措置を講ずる予定である。	なし			
101	防災	新規	非常災害時における少量危険物の貯蔵・運搬	危険物の取扱いにおいて、消防法により指定数量(ガソリン200L、軽油1,000L)が定められるが、ほぼ全国的に地方公共団体の火災予防条例により、各々指定数量の1/5以上(ガソリン40L以上、軽油200L以上)において少量危険物取扱所の届出が必要とされている。 東日本大震災では物流が停止し、被災地では燃料(ガソリン・軽油)が不足したため、復旧活動のための車両等機材の燃料確保が非常に困難となった。このため、復旧活動後に給油のため遠方までの移動を余儀なくされ、作業効率が著しく低下した。平成23年3月17日付で消防庁より、「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵および取扱い上の留意事項」が通達され、各消防機関において柔軟な対応をとる旨記載されているが、停電に加え、通信手段が途絶した被災地では、この通達を知り得る手段はなかった。	非常災害時の緊急的な特例措置として、保安上の措置を行うことを条件に、指定数量まであるいは指定数量以上危険物の貯蔵、運搬できるよう各地方公共団体の火災予防条例に対して働きかけらるべきである。また、普通乗用車による専用容器(最大容量22L)での少量危険物の運搬に関しては、容器の運搬個数には制限がないことを法令上明確にすべきである。	消防法	総務省					●		消防法第10条第1項 消防法第16条 危険物の規制に関する政令第28条から第30条	災害時における危険物の臨時の貯蔵、取扱いについては、現行法令においても、消防法第10条第1項により、所轄消防長又は消防署長の承認により可能である。 また、危険物の運搬については、現行法令においても、危険物の規制に関する政令第28条から第30条までの基準を遵守することにより、可能である。 一方、普通乗用車による専用容器(最大容量22L)での少量危険物の運搬に関しては、容器の運搬個数に法令上制限がないことから、可能であることは明らかである。さらに、「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項」(平成23年3月17日付け事務連絡)の中で「ガソリン等を運搬する場合、ガソリン等を収納した容器の運搬個数に制限はありません。」と周知しているところであり、今後とも積極的に周知を図ることとする。	-	-	-	-
102	防災	新規	消防用設備に対する二重規制の緩和	消防用設備の容器に取り付けられる弁の取り替えを行う場合であって、内包するガス等の圧力が高圧ガス保安法の適用範囲内である場合、消防法における容器弁の耐圧検査と高圧ガス保安法における容器弁含む容器全体の耐圧検査の両方を実施することになっており、検査内容の重複が生じている。 消防用設備の容器弁に対して行う耐圧検査を異なる法令要求に基づき実施している(高圧ガス保安法による容器(容器弁含む)の耐圧検査と消防法による容器弁の耐圧検査)。点検・検査に係る工数の低減および費用の削減が図る必要がある。	消防用設備の容器弁に係る耐圧検査制度を簡素化し、検査の工数および費用を削減するため、消防法又は高圧ガス保安法のいずれか一方の法令による点検・検査に統一して実施されるよう措置すべきである。	消防法 高圧ガス保安法	総務省  経済産業省					●		消防法第17条の3の3、同法施行規則第31条の6第4項、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(消防庁告示)	提案者の提案内容を特定するための情報等が不足しており、その明確化を図られたい。検討の具体的な内容を踏まえ、対応の必要性を含めて、経済産業省とともに検討を開始したい。	-	内容について明らかとなった後に、対応が必要な場合は、経済産業省とともに対応についての検討が可能と推定される。	対応が必要な場合、平成25年度に検討を開始し、結論を得られ次第経済産業省と相談しつつ措置	
												●		消防法/同法施行規則等 高圧ガス保安法/容器保安規則等	提案者が検討してほしい内容についてもう少し明確にしてほしい。消防用設備が具体的に何であるかを特定するための情報等が不足しているところ。提案者が検討してほしい内容を明確にした上で、民間団体等における安全性の確認の後、対応の仕方等について、総務省消防庁とともに法令等の主旨を確認しつつ検討を開始することが可能です。		民間団体等において安全性が確認できれば、総務省とともに対応についての検討が可能と推定される。	平成25年度検討開始、民間団体等での安全性の確認後、結論を得次第総務省と相談しつつ措置。	
103	防災	新規	電力需給逼迫時における発電水利使用の緩和	2011年は、東日本大震災に対応するため緊急暫定的な運用として河川維持流量の減少等の措置が講じられた。電力需給が逼迫することが予想され、政府から節電要請がある場合には同様の措置を講ずるべきである。 電力需給逼迫時に河川の維持流量の設定を引き下げること等で、水力発電所の発電出力が上がり、電力供給逼迫時に供給余力を積み増すことが可能になる。	電力需給が逼迫する状況下においては、暫定的に水力発電所の維持流量引き下げ等の措置を講じるべきである。	河川法	国土交通省					●	●	河川法第23条、第90条 河川法の施行について	河川維持流量は河川管理上確保することが必要な流量である。 ただし、電力需給が逼迫し、水力発電の能力を最大限活用されることが要請される場合には、電力需給の逼迫状況、許可受者の事業の公益性、地元関係者等の同意の状況、河川環境への影響等を総合的に勘案し、個別に判断することとしている。		河川維持流量は河川管理上確保することが必要な流量である。 ただし、電力需給が逼迫し、水力発電の能力を最大限活用されることが要請される場合には、電力需給の逼迫状況、許可受者の事業の公益性、地元関係者等の同意の状況、河川環境への影響等を総合的に勘案し、個別に判断することとしている。		

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連 開議決定	所管省庁回答欄							
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期			
104	3R	FU	ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する洗浄処理ガイドラインの制定	トランス、コンデンサ、OFケーブル等に見られる微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、環境省のPCB廃棄物適正処理推進検討委員会において、洗浄方式を活用した処理施設等の大きな処理能力を持つ施設の操業が期待される旨の意見が出されている。微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインの洗浄処理編の制定により、微量PCB汚染廃電気機器等の効率的な処理推進につながる。	微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、迅速かつ効率的な処理推進の観点から、平成24年6月に改訂された「微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン-焼却処理編-」に加えて、洗浄処理に関する微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインを早期に制定すべきである。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	環境省					●	■	平成24年11月30日付「日本再生加速プログラム」にて閣議決定済み 【事項名】 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する洗浄処理ガイドラインの制定 【規制改革の概要】 微量PCB汚染廃電気機器等の適正かつ迅速な処理を推進する観点から、洗浄処理方式について検討を行い、その実用可能性が認められた方式からガイドラインの策定を行う。 【実施時期】 平成24年度検討開始、逐次実施						
105	3R	新規	JIS規格石炭灰の保管・輸送時の廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用除外	資源有効利用促進法における電気業の石炭灰有効利用の取組において、厳正な品質管理を行い、JIS規格に適合したセメント原料等として有償譲渡している石炭灰がある。しかし、少量販売や遠方販売においては、輸送費が販売額を上回り、逆有償となり産業廃棄物の適用を受ける。	徹底した品質管理を行い、セメント原料として使用されるJIS規格石炭灰については、資源有効利用促進の観点から、逆有償となる場合も産業廃棄物収集運搬業の許可及び保管場所の届出を不要とすべきである。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省					●		●	■	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項、第14条第1項	下記の理由により対応困難である。	○廃棄物該当性は、売却代金と運搬費用の比較等金銭面のみにより判断されるものではなく、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断される。 ○上記の判断の結果廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けないことになる。 ○一方、上記の判断の結果廃棄物に該当するとされたものは、たとえそれが他者に引き渡した後に再生利用されるものであっても、今その物を占有している者にとって不要であり、そんざいに扱われ生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあることから、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となるまでは、廃棄物処理法の規制を適用する必要がある。 ○したがって、御提案の内容については対応が困難である。		
106	3R	FU	広域認定制度における他社製品の処理の緩和	広域認定制度では、自社製品に付随して回収される程度他社製品についても審査で認められた場合、本制度の対象となる。しかし、当該審査の要件として、「申請者が当該製品シェアの太宗（直近3カ年程度に渡り出荷台数ベースでシェアの9割を越えていること）を占め、市中に存在する他社製品の量が軽微なものであること。」が求められている。そのため、実際に他社製品の回収を認められるケースはごく限定されている。	広域認定制度において、情報通信機器等の世界的に標準化・規格化が進んでいるものについては他社製品の処理受託を可能とすべきである。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省					●	■	●	■	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、第15条の4の3 同施行規則第6条の13、第12条の12の8	現行の広域認定制度において認められている範囲以上に他社製品の処理受託を可能とすることは困難である。	○廃棄物は、不要なものであるために自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有している。また、廃棄物は通常逆有償で引き取られることから、引き取り量が多いほど、また不適正に処理するほど儲かる構造となっている。 ○こうした廃棄物の特性から、廃棄物処理法においては、廃棄物の処理を業として行う者に対しては、その業の実施に当たり周辺地域の生活環境を汚染するおそれ強いことから、原則として許可を必要としている。 ○広域認定制度は、廃棄物処理法の廃棄物処理業の許可制度の例外として設けられたものであり、原則として、製品の製造事業者等が自社製品の処理を担う場合に限定して対象としている。これは、製造事業者等が自社製品の処理を担うことは、拡大生産者責任に則ったものであり、①製品の製造事業者等は自社製品の性状・構造を熟知しているため高度な再生処理が期待できること、②再生又は処理しやすい製品設計への反映が期待できること等のメリットがあるためである。 ○他社の製品を広く収集して処理を行うという業態は、通常の廃棄物処理業と変わりなく、本制度の対象に他社製品を広く収集して処理する事業を追加することは、廃棄物処理業の許可制度が骨抜きになり、不適正処理が横行する事態にもなりかねない。 ○なお、家庭用の使用済小型電子機器等については、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成24年法律第57号)において環境大臣の認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例を定めており、ご提案の情報処理機器等が本制度の対象であるか確認されたい。		



No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体				FU関連 開議決定	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア		根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
112	3R	新規	特定産業廃棄物の基準の見直し	1都9県において、生産活動により発生する紙やフィルムなどの産業廃棄物を焼却し、廃熱ボイラで蒸気を製造して熱回収する設備から排出される飛灰は、放射性物質の濃度が8,000Bq/kg以下であれば、特定産業廃棄物に該当する。 事業者は、本特定産業廃棄物の処理を自ら行うことができない場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や放射性物質汚染対処特措法に基づき、処理業者に委託することとなる。 しかし、処理業者の多くは、特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準を満たす施設を所有していても特定産業廃棄物の受入を拒否している。そのため、処理先が決まらない飛灰が事業所内で増え続けており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の保管基準を守れない事態に近付いている。	放射性物質汚染対処特措法における特定産業廃棄物について、放射性物質による汚染の濃度が十分に低いものについては、通常の産業廃棄物とすべきである。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	環境省					●	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第23条、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第30条	下記の理由により対応困難であるため。	○放射性物質汚染対処特措法第23条において、廃棄物処理法が適用される廃棄物であつて、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるものを特定一般廃棄物・特定産業廃棄物と定義し、放射性物質汚染対処特措法施行規則第28条及び第30条においてその範囲を規定している。 ○特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の範囲については、放射性物質汚染対処特措法施行規則制定後に得られた追加的な知見を踏まえて見直しを行い、本年11月9日に改正省令を公布(※)したところであるが、一般廃棄物・産業廃棄物の焼却施設から排出されるばいじんは、放射性セシウムの溶出率が高いという知見があるため、これらのばいじんの要件の見直しについては、慎重な対処が必要であると考えられる。 ※12月9日施行 ○このため、これらのばいじんについては、引き続き特定一般廃棄物・特定産業廃棄物とし、今後、さらに知見が得られた場合には、改めて範囲の見直しを検討することとしたところ。 ○したがって、現時点でこれ以上の見直しを行うことは困難である。 ○なお、少なくとも、事故由来放射性物質についての放射能濃度を調査した結果、事故由来放射性物質が検出されなかった一般廃棄物・産業廃棄物については、「事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの」に該当しないことから、規則第28条及び第30条に掲げる廃棄物に該当したとしても、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物には該当しないと考えて差し支えないこととしている。(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行について(平成23年12月28日 環廃企発第111228002通知))		
113	3R	新規	地下水汚染調査にかかる手続の簡素化	土壌汚染状況調査により、特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていないことがわかった土地については、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定し、その結果を都道府県知事に報告しなければならないとされている。 本規定により、地下水モニタリングの結果、地下水汚染のおそれなければ、自動的に地下水モニタリングの頻度は低減すると解釈できるが、自治体によっては、地下水モニタリングの頻度の低減にあたって申請を必要としており、受理されなければ頻度を下げることができない。	土壌汚染状況調査により、特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていないことがわかった土地について、地下水モニタリングを行う際、地下水汚染等の問題がなければ、申請しなくても段階的にモニタリング頻度を低減できるような徹底すべきである。	土壌汚染対策法	環境省					●	土壌汚染対策法施行規則別表第6第1号	法令において、地下水の水質の測定の頻度は規定しているが、当該申請については規定していない。	当該申請は、法令には規定しておらず、自治体の運用によるものであるため、当該申請を求める自治体と協議する事項である。		